



幸手市  
マスコットキャラクター  
「さっちゃん」

# 幸手市

## 第3次障がい者基本計画

## 第7期障がい福祉計画

## 第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

幸 手 市





## はじめに

本市の障がい福祉施策につきましては、障害者基本法に基づく市町村計画である「幸手市障がい者基本計画」および「幸手市障がい福祉計画」、「幸手市障がい児福祉計画」に基づき、各種施策を一体的に推進してまいりました。



このたび、「第6期幸手市障がい福祉計画」及び「第2期幸手市障がい児福祉計画」の期間が満了となることから、令和5年3月に策定された国の障害者基本計画や、国及び埼玉県の基本指針を基に、新たに「第7期幸手市障がい福祉計画」「第3期幸手市障がい児福祉計画」を策定するとともに、「第2次幸手市障がい者基本計画」についても必要な見直しを行いました。

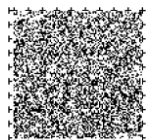
本計画においては、地域に求められる支援体制や福祉ニーズがますます複雑・多様化していくなか、引き続き、幸手市障がい者基本計画の基本理念である「自立し、社会参加をし、安心して暮らせる共生社会の実現」を目指してまいります。

また、障がいのある人の自己決定と意思を尊重し、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスの提供を関係機関とともに行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、幸手市障がい者基本計画等検討会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査など、各場面で貴重なご意見をお寄せくださった皆様に深く感謝を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

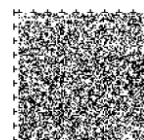
幸手市長 木村 純夫





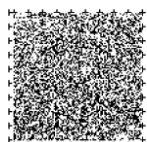
# 目次

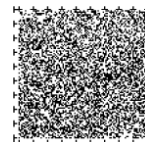
第1部 序論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと役割	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
第2章 障がいのある人の現状と主要課題	5
1 障がいのある人の状況	5
2 アンケート調査結果の概要	13
3 事業所調査結果の概要	33
第2部 障がい者基本計画	34
第1章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念	34
2 基本目標	34
3 計画の体系	36
第2章 障がい者施策の総合的展開	37
1 地域における支え合い活動の推進	37
2 地域生活の支援	39
3 社会参加・活動への支援	41
4 安心できる保健、医療の充実	43
5 障がいのある子どもとその家庭への支援	46
6 人にやさしいまちづくりの推進	48
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	52
第1章 計画の概要	52
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について	52
2 計画の基本方針	52
第2章 成果目標	54
1 計画の成果目標	54
第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保策	64
1 訪問系サービス	64
2 日中活動系サービス	66
3 居住系サービス	70
4 相談支援	71
第4章 児童福祉サービス等の見込量と確保策	73
1 障がい児通所支援	73
2 障がい児相談支援	75
3 医療的ケア児に対する支援	75
4 子ども・子育て支援等における障がい児受入れ	76
5 発達障がい*者等に対する支援	77



第5章 地域生活支援事業 .....	78
1 理解促進研修・啓発事業 .....	78
2 自発的活動支援事業 .....	78
3 相談支援事業 .....	79
4 成年後見制度*利用支援事業 .....	80
5 成年後見制度*法人後見支援事業 .....	81
6 意思疎通支援事業 .....	81
7 日常生活用具給付等事業 .....	82
8 手話奉仕員養成研修事業 .....	83
9 移動支援事業 .....	83
10 地域活動支援センター事業 .....	84
11 その他事業 .....	85
第4部 計画の推進 .....	87
1 計画の推進 .....	87
2 計画の評価と見直し .....	87
資料編 .....	88
1 計画策定の経過 .....	88
2 幸手市障がい者基本計画等検討会議設置要綱 .....	89
3 幸手市障がい者基本計画等検討会議委員名簿 .....	90
4 用語説明 .....	91

- この計画では、国の法律や制度、計画名などの固有名詞を除き、「障がい者」や「障がい」など、ひらがなの【がい】を使用しています。
- 本文中で「\*」を付けた用語については、「第4部 資料編」の「4 用語説明」で説明を掲載しています。
- 本計画書には、障害者差別解消法に基づき、視覚障がいがある方への合理的配慮\*として、各ページの切り欠き（2つの半穴）の横に音声コード\*を印刷してあります。スマートフォンのアプリで音声コード\*を読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。ご不明な点がある場合や、より詳しい情報が知りたい場合など、社会福祉課までお問い合わせください。





# 第1部 序論

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

近年、わが国では、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行など、社会構造が急激に変化しています。また、障がいの重度・重複化や障がい者の高齢化など、障がい者を取り巻く状況も大きく変化し、地域に求められる支援体制や福祉ニーズはますます複雑・多様化しています。

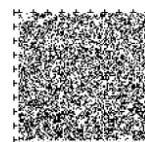
平成5（1993）年、障がいのある人の自立および社会参加に向けた支援などのための施策について基本事項を定めるとする「障害者基本法」が成立し、この法律に基づき「障害者対策に関する新長期計画（障害者基本計画の第1次計画 平成5（1993）年～14（2002）年）」が策定されました。令和5（2023）年3月には、「障害者基本計画（第5次 令和5（2023）年度～9（2027）年度）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを基本理念としています。

国連の「障害者の権利に関する条約」は、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。平成25（2013）年11月に衆議院、12月に参議院で承認され、平成26（2014）年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。令和4（2022）年8月にはこの条約に基づき、国連の「障害者の権利に関する委員会（障害者権利委員会）」による我が国政府報告の審査が実施され、同年9月には同委員会の見解および勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25（2013）年6月、障害者差別解消法が制定され、平成28（2016）年4月1日から施行されました。令和3（2021）年3月には障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮\*の提供が義務化されました（令和6（2024）年4月1日施行）。

こうした状況を踏まえ、本市においては、平成30年3月に「第3次障がい者基本計画」と「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を策定し、令和3年度に必要な見直しを行って、障がい者施策の充実を図ってまいりました。この度の見直しは、現在の「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」が令和5年度で最終年度を迎えることから、新たに「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定するとともに、

「第3次障がい者基本計画」についても必要な見直しを行うものです。



その他、近年の主な制度改正等は、下表のとおりです。

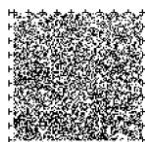
表 主な制度改正等

年月日	法律名等
平成 30(2018)年 6月13日	「障害者文化芸術活動推進法」(障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)が公布・施行
令和元(2019)年 6月28日	「読書バリアフリー法」(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)が公布・施行
令和元(2019)年 12月1日	「成育基本法」(成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律)が施行(公布は平成30(2018)年12月14日)
令和2(2020)年 3月31日	「埼玉県ケアラー支援条例」が公布・施行
令和2(2020)年 12月1日	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が施行(公布は令和2(2020)年6月12日)
令和3(2021)年 4月1日	「バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行(公布は令和2(2020)年5月20日)
令和3(2021)年 9月18日	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行(公布は令和3(2021)年6月18日)
令和4(2022)年 5月25日	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)が公布・施行
令和4(2022)年 9月2日	障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見
令和5(2023)年 11月1日	「埼玉県福祉のまちづくり条例」(改正)が施行
令和6(2024)年 4月1日	「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律)が施行

## 2 計画の位置付けと役割

「障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもので、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法\*第88条に規定される「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に規定される「市町



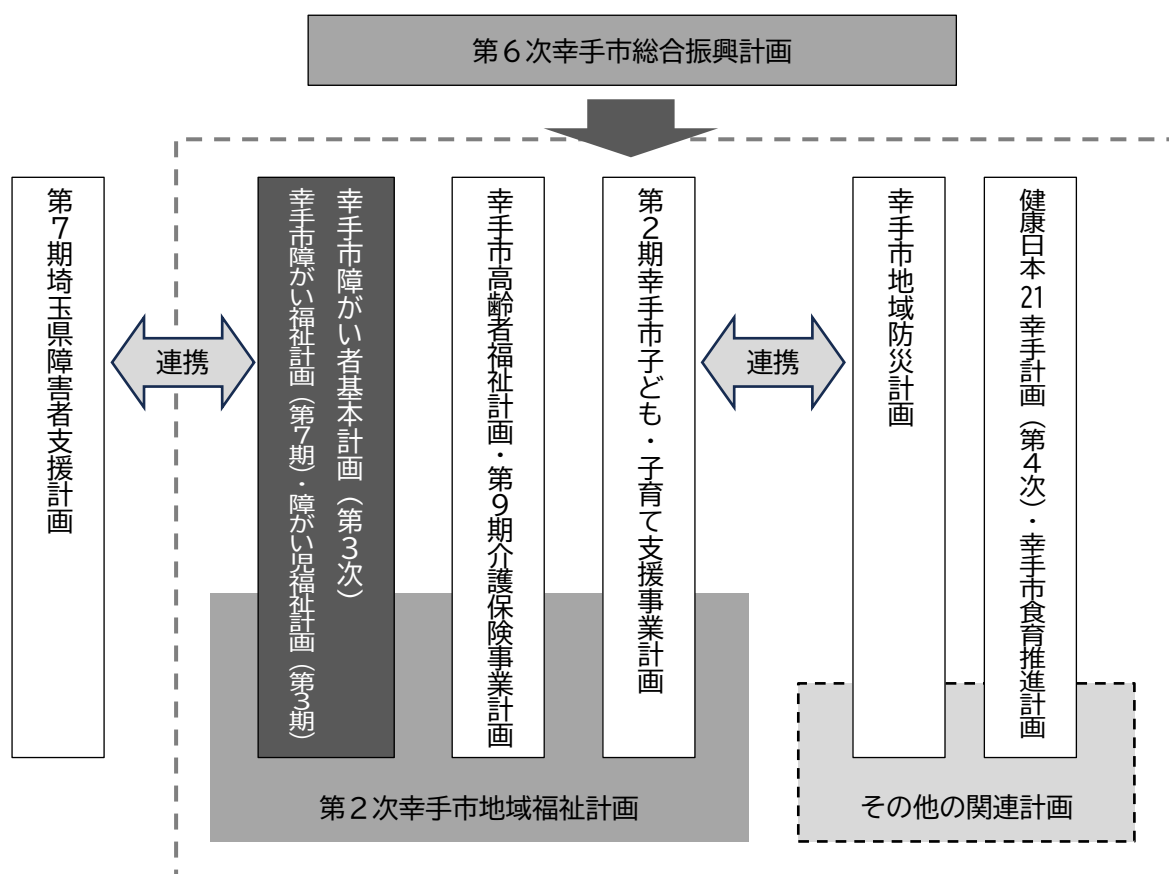


村障害児福祉計画」として策定するもので、向こう3年間の障がい福祉サービス等に関する実施計画です。

策定にあたっては、国の「障害者基本計画（第5次）」と県の「第7期埼玉県障害者支援計画」との整合・連携を図ります。

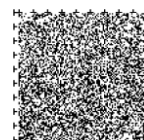
また、本市の上位計画である「幸手市総合振興計画」、「幸手市地域福祉計画」等、福祉分野をはじめとした関連する諸計画との整合を図りながら推進します。

図 他の諸計画との関係



### 3 計画の対象

本計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい\*、高次脳機能障がい\*を含む）、難病\*などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象とします。

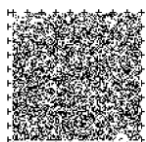
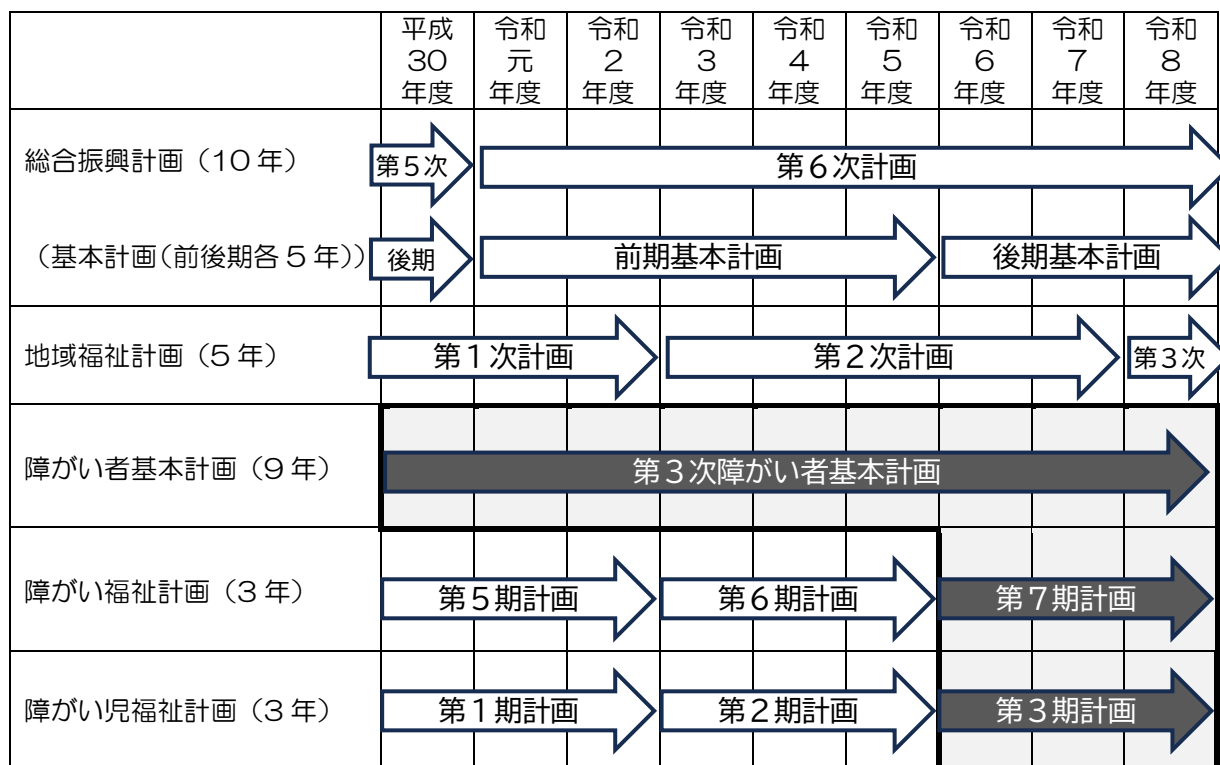


## 4 計画の期間

「第3次障がい者基本計画」の計画期間は、平成30年度から令和8年度までの9年間で  
す。

「第7期障がい福祉計画」および「第3期障がい児福祉計画」については、令和6年度から  
8年度までの3年間の計画とします。

図 計画の期間



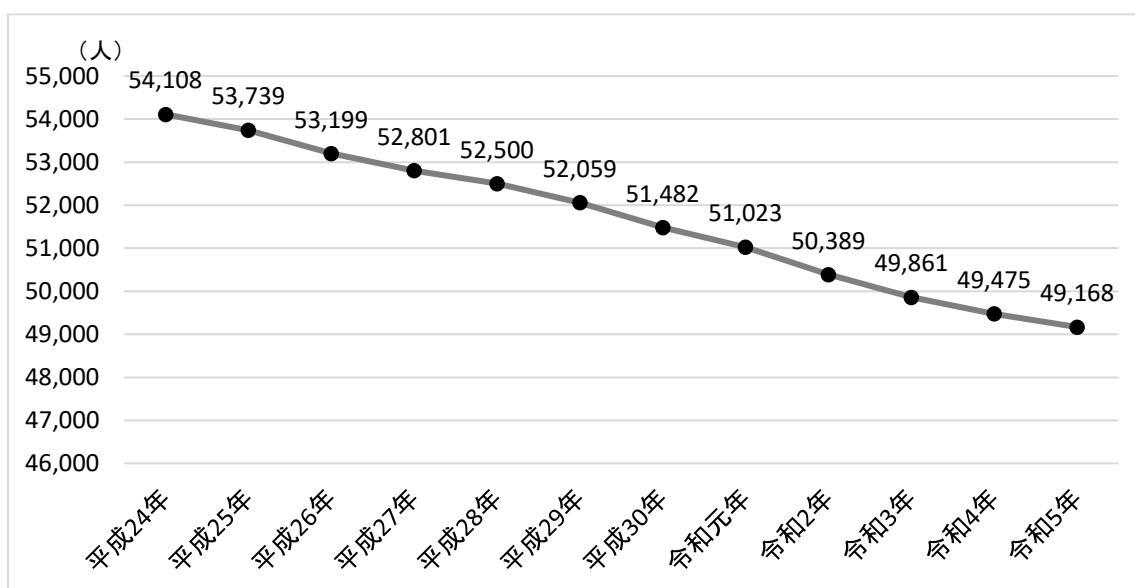
## 第2章 障がいのある人の現状と主要課題

### 1 障がいのある人の状況

#### (1) 総人口および世帯数の推移

本市の総人口は、平成24年度以降一貫して減少が続いています。令和5年10月1日現在の総人口は49,168人となっています。

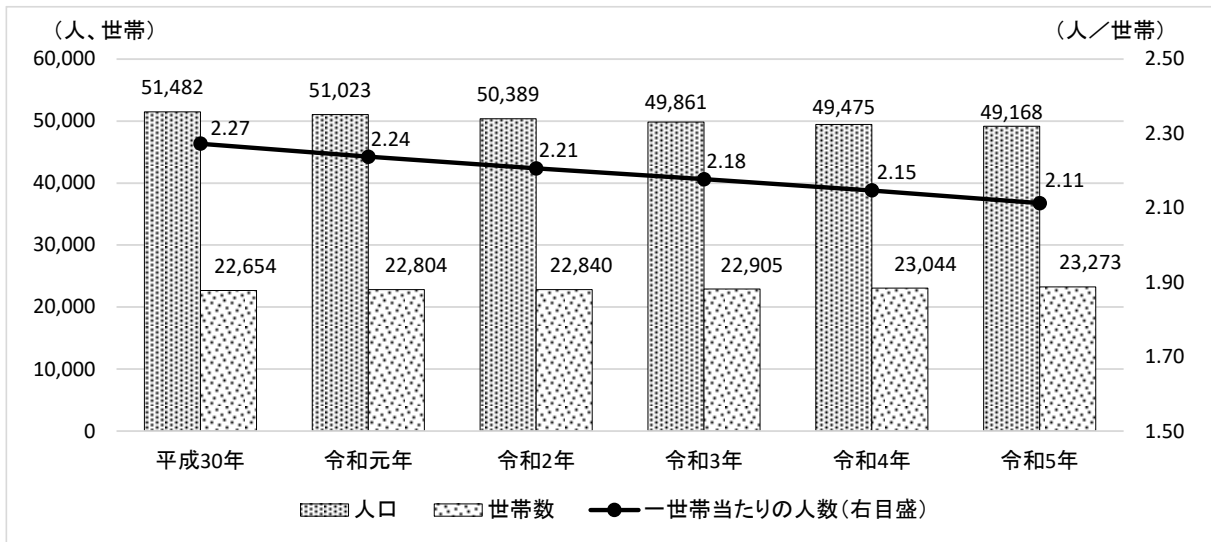
人口の推移(住民基本台帳人口) 各年10月1日現在



世帯数については、微増傾向にあり、令和5年10月1日現在で23,273世帯となっています。

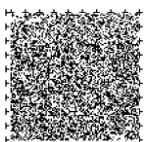
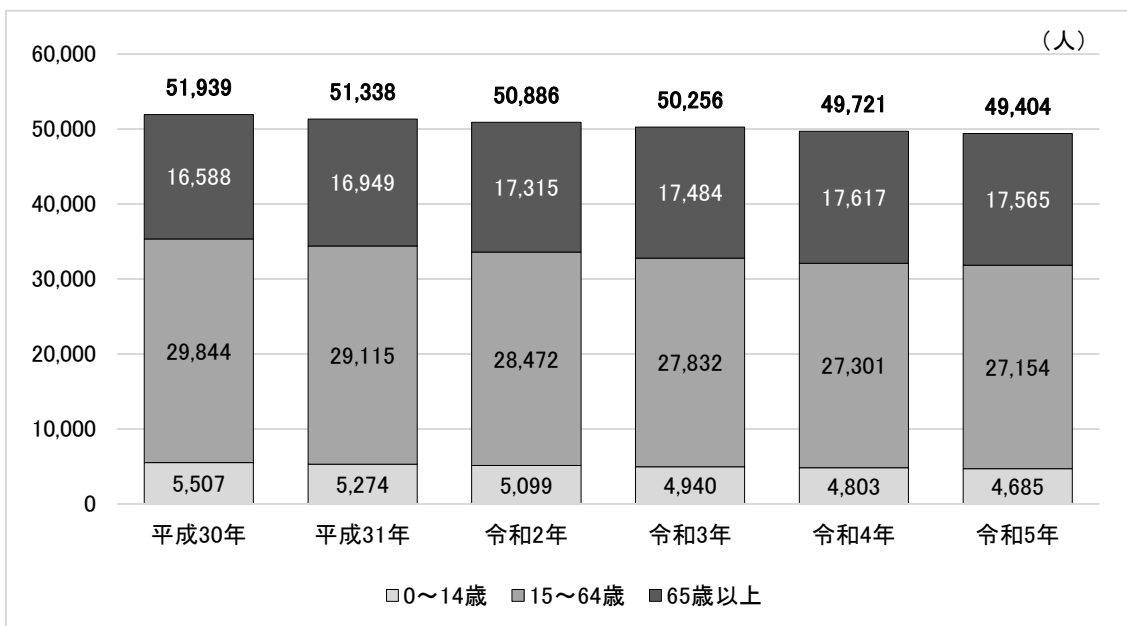
一方、一世帯当たり人員は年々減少しています。令和5年10月1日現在で2.11人/世帯となっており、核家族化、少子化、小世帯化が進んでいます。

世帯・世帯人員推移(住民基本台帳人口) 各年10月1日現在



年齢別人口をみると、0~14歳、15~64歳は減少傾向で推移しており、65歳以上は令和5年に減少に転じました。

年齢三区分別人口の推移(住民基本台帳人口) 各年1月1日現在



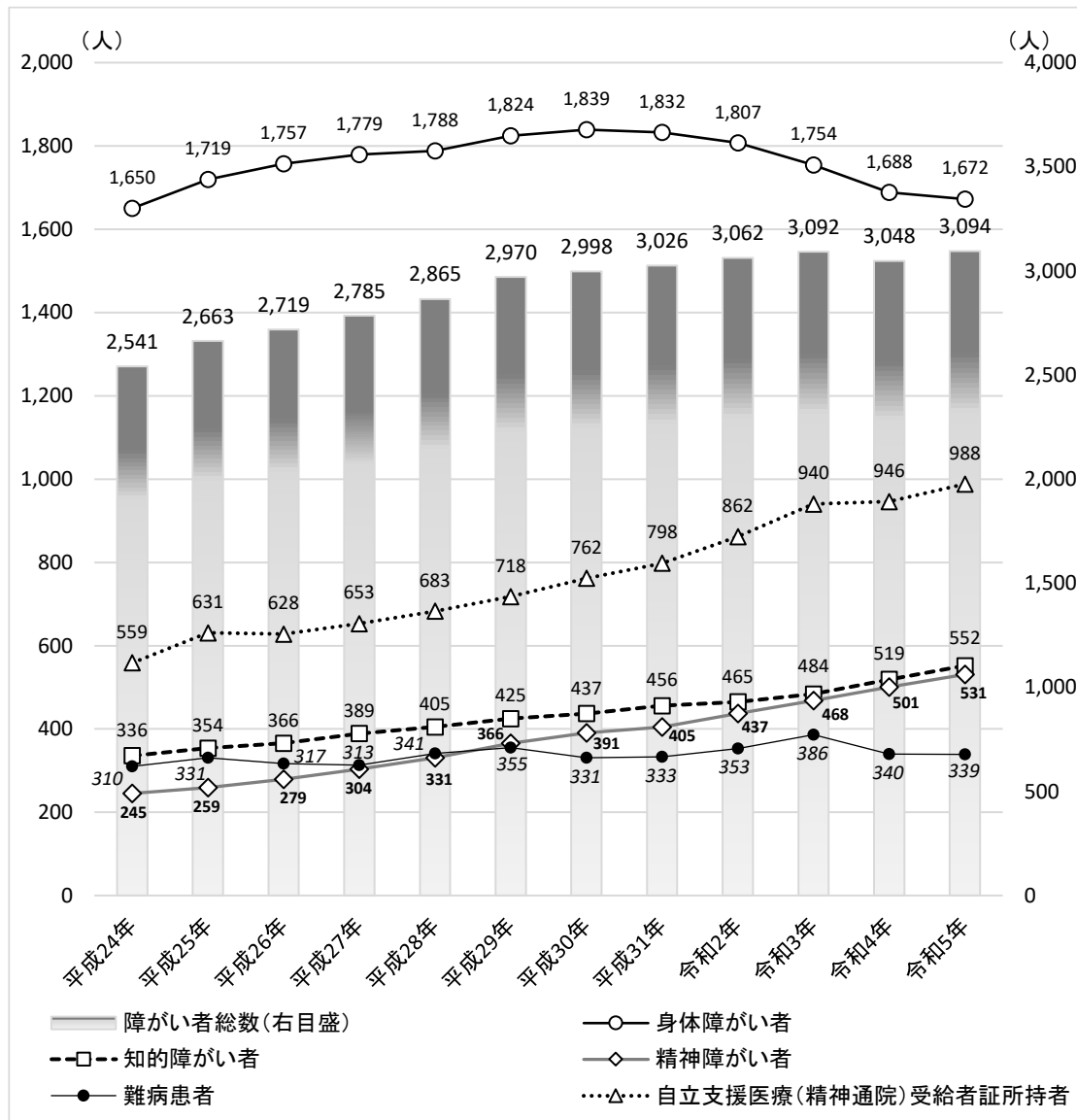
## (2) 障がい者数の推移

障がい者数は、近年横ばい傾向にあり、障がい者の総数は令和5年3月31日現在で3,094人、難病\*患者が加えられた平成24年と比較して約1.22倍となっています。

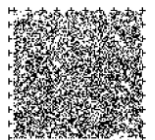
障がい種別では、身体障がい者（身体障害者手帳\*所持者）が1,672人で最も多く、知的障がい者（療育手帳\*所持者）が552人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳\*所持者）が531人、難病患者は339人となっています。また、自立支援医療\*（精神通院）受給者証所持者は988人となっています。

年推移をみると、身体障がい者は平成30年以降減少傾向であるのに対し、知的障がい者・精神障がい者は一貫して増加傾向となっており、平成24年と比較して知的障がい者が約1.64倍、精神障がい者が約2.17倍となっています。また、自立支援医療受給者証所持者は、平成24年との比較で約1.77倍、難病患者については横ばいの状況です。

障がい者数の推移(各年3月31日現在)



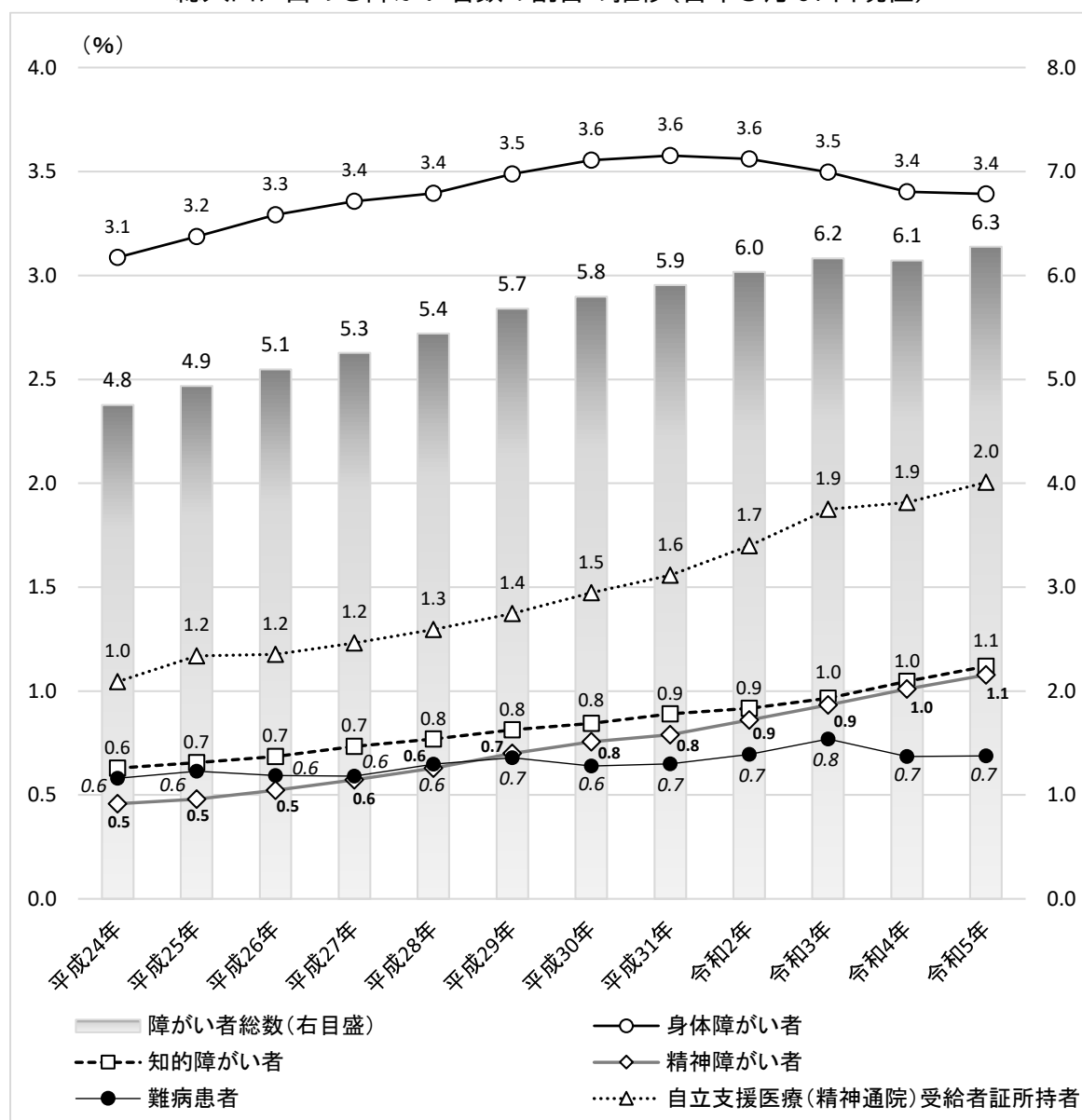
資料：社会福祉課



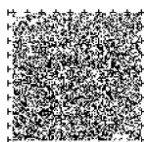
障がい者総数の総人口に占める割合をみると、平成 24 年の 4.8%から 1.5%増加し、令和5年には 6.3%になっています。

同様に平成 24 年から令和5年までの推移を種別に見ると、身体障がい者は 3.1%から 3.4%に、知的障がい者は 0.6%から 1.1%に、精神障がい者は 0.5%から 1.1%に増加しており、難病\*患者は 0.6%から 0.7%と、ほぼ横ばい傾向になっています。また、自立支援医療\*（精神通院）受給者証所持者は 1.0%から 2.0%に増加しています。

総人口に占める障がい者数の割合の推移(各年3月31日現在)



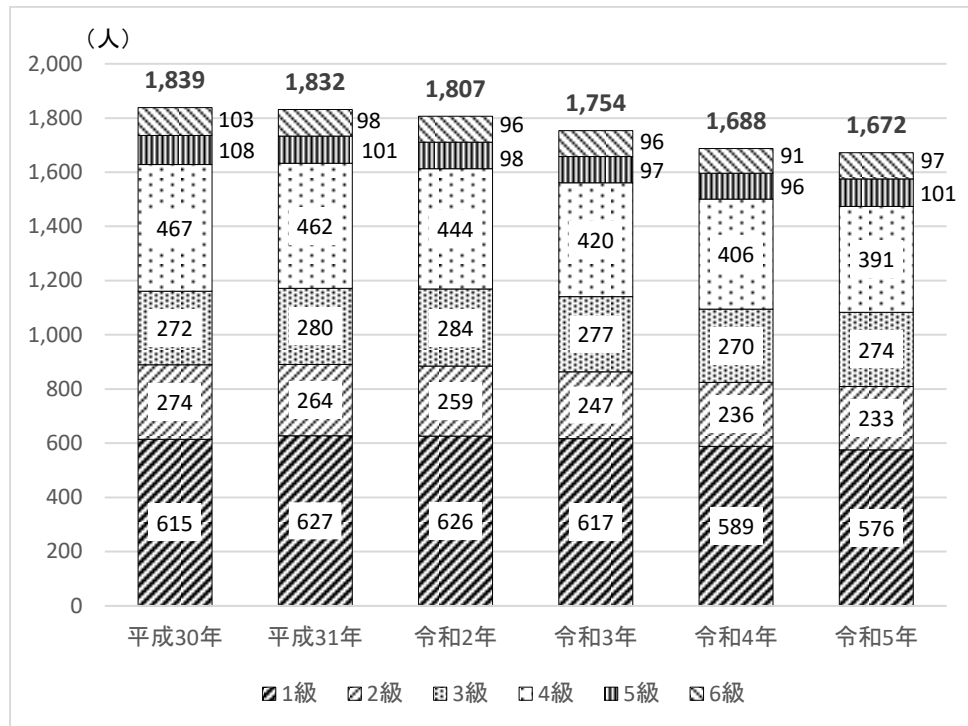
資料：社会福祉課



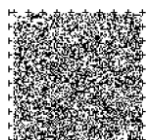
### (3) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳\*所持者数を等級別にみると、令和5年3月31日現在、より重度である1級がもっとも多く576人、次いで4級が391人となっています。1級は、平成31年以降、減少傾向で推移しています。

等級別身体障がい者数の推移(各年3月31日現在)

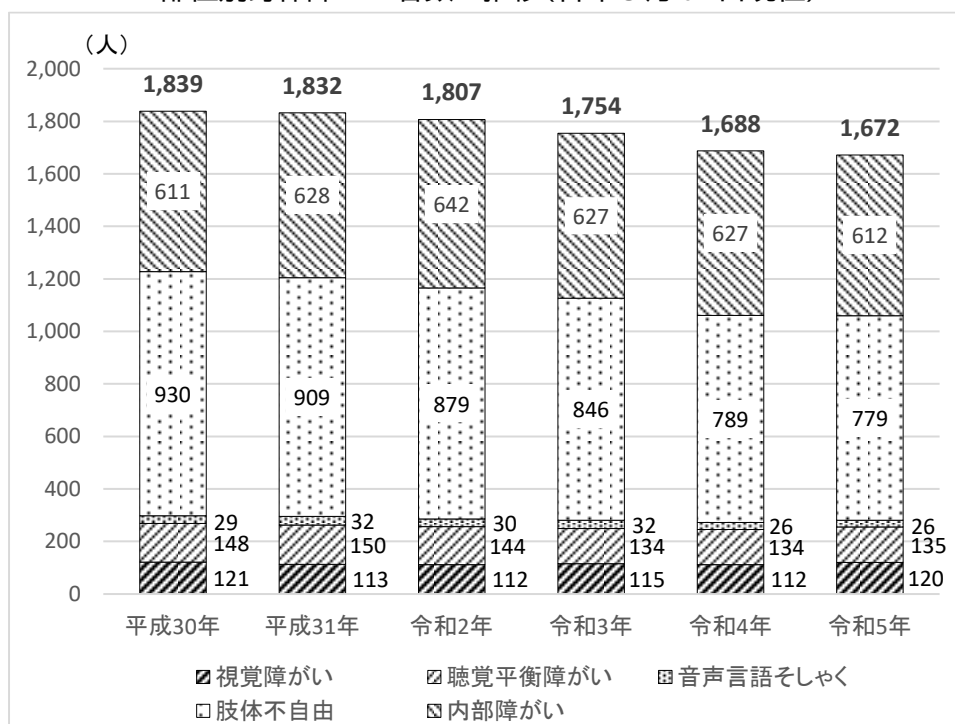


資料：社会福祉課

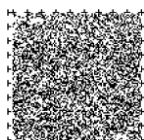


身体障害者手帳\*所持者を障がいの部位別にみると、令和5年3月31日現在、肢体不自由が最も多く779人、次いで内部障がいが612人となっています。平成30年以降、肢体不自由は減少傾向、内部障がいは令和2年の642人をピークにやや減少しています。このほか、聴覚平衡障がい135人、視覚障がい120人、音声言語そしゃく障がいが26人となっています。

部位別身体障がい者数の推移(各年3月31日現在)



資料：社会福祉課

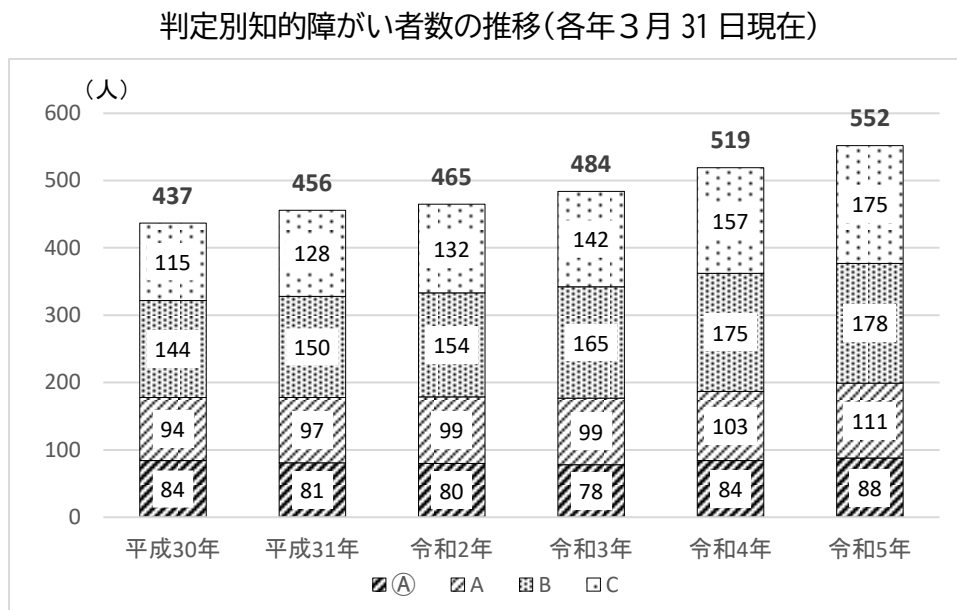




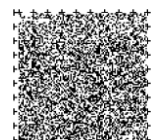
#### (4) 知的障がい者の状況

令和5年3月31日現在の知的障がい者の状況を判定別にみると、B判定が最も多く178人、次いでC判定が175人、A判定が111人、最重度の㊤判定が88人となっています。

令和3年以降の推移をみると、各判定とも増加傾向となっており、なかでもC判定の増加が著しくなっています。



資料：社会福祉課

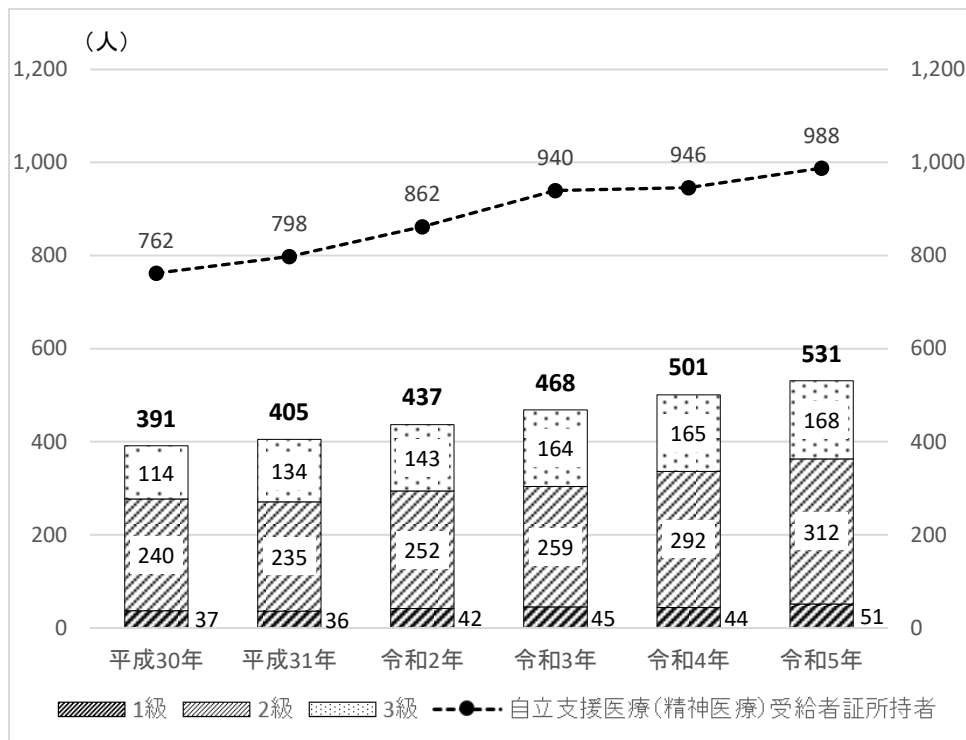


## (5) 精神障がい者の状況

令和5年3月31日現在、自立支援医療\*（精神通院）受給者証所持者は988人であり、精神障害者保健福祉手帳\*所持者は2級が312人、3級が168人、最重度の1級が51人で、合計が531人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者はどちらも平成30年以降増加傾向で推移しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者と  
自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数の推移(各年3月31日現在)

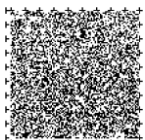


資料：社会福祉課

## (6) 難病\*の方の状況

令和5年3月31日現在、難病患者数（指定難病医療受給者数（※県単独疾患を含む。））は合計で339人となっています。（幸手保健所）

本市において患者数の多い指定難病は、「潰瘍性大腸炎」、「パーキンソン病」、「全身性エリテマトーデス」等となっています。疾病の種類によって日常生活への影響は様々ですが、痛みや倦怠感など外見上ではわかりにくい症状や症状の変動、進行性の症状など、難病特有の症状があります。



## 2 アンケート調査結果の概要

### (1) アンケート調査の実施概要

計画の見直しにあたり、障がい者（児）の生活実態や福祉サービスに対する評価、今後の施策ニーズ等を把握し、検討の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

#### ①調査対象者

---

・身体障害者手帳*所持者	1,224人	
・療育手帳*所持者	386人	
・精神障害者保健福祉手帳*所持者	390人	合計 2,000人

#### ②調査方法および調査期間

調査方法：郵送配付・郵送回収

調査期間：令和5年6月22日（木）～7月7日（金）

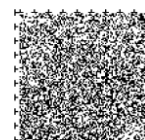
配付数	回収数	回収率
2,000	998	49.9%

※回収数には、締め切り後に届いた調査票も含まれます。

#### ③調査内容

---

回答者ご本人について  
障がいの状況について  
住まいや暮らしについて  
日中活動や就労について  
新型コロナウイルス感染症の影響について  
福祉サービス等の利用について  
相談相手・情報の入手先について  
デジタルの活用について  
権利擁護\*について  
災害時の避難等について  
余暇活動、文化芸術・スポーツ活動等について  
幸手市の障がい福祉全般について



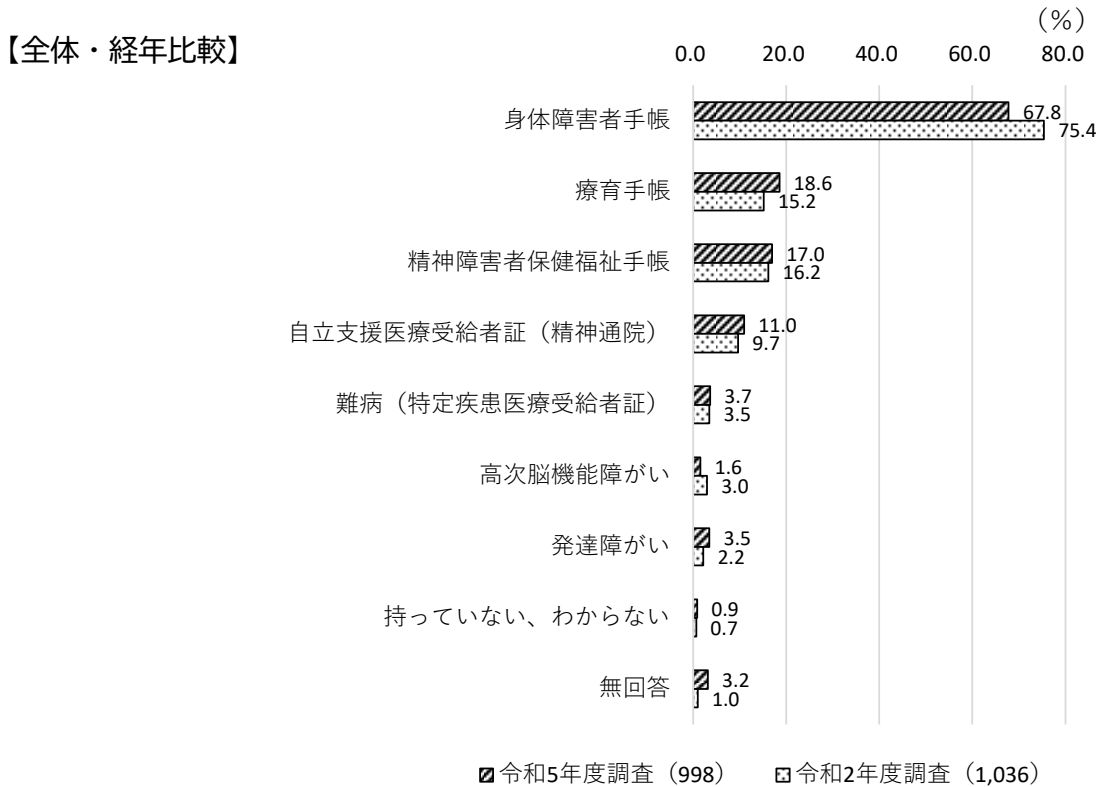
## (2) アンケート調査の主な結果

### ①回答者の状況

#### ア. 手帳や障がい等の状況

回答者の手帳や障がい等の状況をみると「身体障害者手帳\*」が67.8%、次いで「療育手帳\*」が18.6%、「精神障害者保健福祉手帳\*」が17.0%の順となっています。

前回調査（令和2年度調査）と比較すると、「療育手帳」および「精神障害者保健福祉手帳」所持者の割合が増加し、「身体障害者手帳」の割合が減少しています。

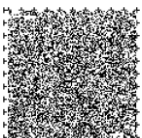


### 【障がい別】

単位：人（%）

問10 保有する手帳や障がい	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
身体障害者手帳	677 ( 67.8)	33 (100.0)	644 (100.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
療育手帳	186 ( 18.6)	33 (100.0)	0 ( 0.0)	153 (100.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
精神障害者保健福祉手帳	170 ( 17.0)	5 ( 15.2)	31 ( 4.8)	11 ( 7.2)	123 (100.0)	0 ( 0.0)
自立支援医療受給者証(精神通院)	110 ( 11.0)	1 ( 3.0)	23 ( 3.6)	14 ( 9.2)	68 ( 55.3)	4 ( 8.9)
難病(特定疾患医療受給者証)	37 ( 3.7)	0 ( 0.0)	36 ( 5.6)	1 ( 0.7)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
高次脳機能障がい	16 ( 1.6)	1 ( 3.0)	10 ( 1.6)	2 ( 1.3)	2 ( 1.6)	1 ( 2.2)
発達障がい	35 ( 3.5)	2 ( 6.1)	1 ( 0.2)	21 ( 13.7)	11 ( 8.9)	0 ( 0.0)
持っていない、わからない	9 ( 0.9)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	9 ( 20.0)
無回答	32 ( 3.2)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	32 ( 71.1)

回答割合が最も多い
  回答割合が2番目に多い

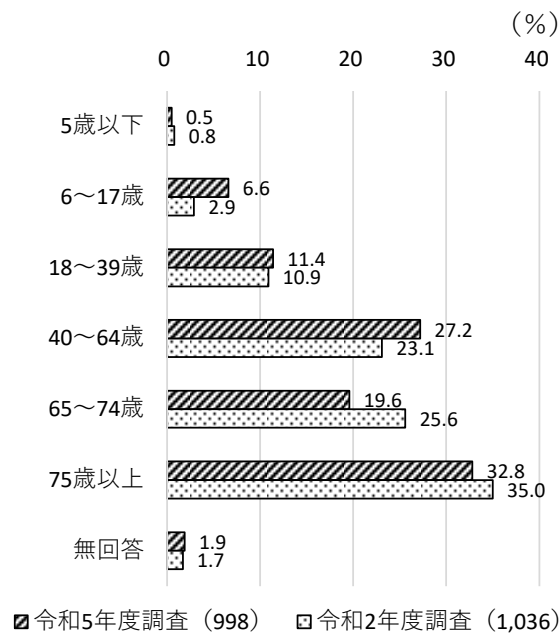


## イ. 年齢

回答者の年齢をみると、「75歳以上」が32.8%で最も多く、回答者の約5割が65歳以上の方となっています。また、前回調査と比較すると、「75歳以上」の割合が約2ポイント減少しています。

障がい別にみると、「身体障がい+知的障がい」と「知的障がい」で「18～39歳」が多く、「身体障がい」では「75歳以上」が、「精神障がい」では「40～64歳」が多くなっています。

### 【全体・経年比較】

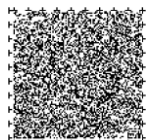


### 【障がい別】

単位：人 (%)

年齢	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
5歳以下	5 ( 0.5)	0 ( 0.0)	2 ( 0.3)	3 ( 2.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
6～17歳	66 ( 6.6)	5 ( 15.2)	6 ( 0.9)	45 ( 29.4)	5 ( 4.1)	5 ( 11.1)
18～39歳	114 ( 11.4)	11 ( 33.3)	12 ( 1.9)	62 ( 40.5)	27 ( 22.0)	2 ( 4.4)
40～64歳	271 ( 27.2)	8 ( 24.2)	142 ( 22.0)	36 ( 23.5)	79 ( 64.2)	6 ( 13.3)
65～74歳	196 ( 19.6)	3 ( 9.1)	176 ( 27.3)	4 ( 2.6)	8 ( 6.5)	5 ( 11.1)
75歳以上	327 ( 32.8)	4 ( 12.1)	296 ( 46.0)	1 ( 0.7)	3 ( 2.4)	23 ( 51.1)
無回答	19 ( 1.9)	2 ( 6.1)	10 ( 1.6)	2 ( 1.3)	1 ( 0.8)	4 ( 8.9)

■ 回答割合が最も多い    □ 回答割合が2番目に多い

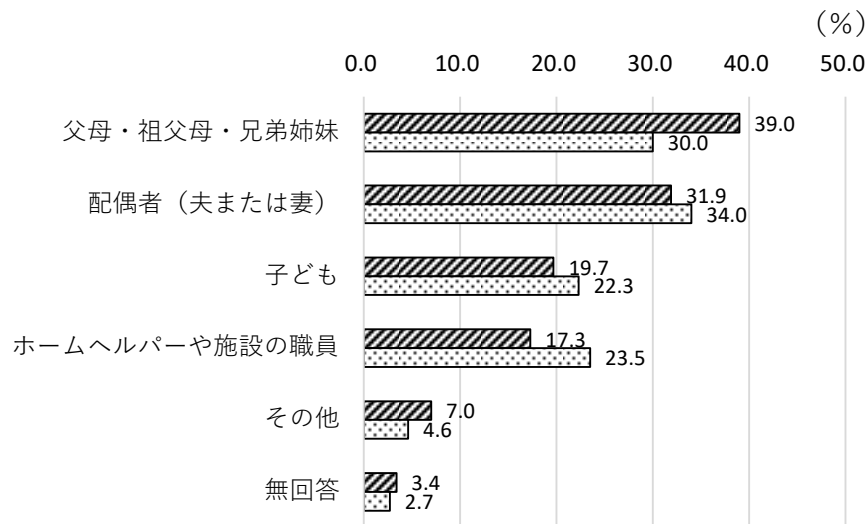


### ウ. 主な介助者

主な介助者は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が39.0%、次いで「配偶者」が31.9%、「子ども」が19.7%の順となっています。

障がい別にみると、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が多くなっている中、「身体障がい」では「配偶者」や「子ども」の割合が多く、「父母・祖父母・兄弟姉妹」は12.2%に過ぎません。

### 【全体・経年比較】



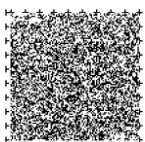
■ 令和5年度調査 (498)    □ 令和2年度調査 (476)

### 【障がい別】

単位：人 (%)

問6 主な介助者	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
回答者総数	498 (100.0)	25 (100.0)	279 (100.0)	118 (100.0)	53 (100.0)	23 (100.0)
父母・祖父母・兄弟姉妹	194 ( 39.0)	19 ( 76.0)	34 ( 12.2)	107 ( 90.7)	28 ( 52.8)	6 ( 26.1)
配偶者(夫または妻)	159 ( 31.9)	1 ( 4.0)	138 ( 49.5)	2 ( 1.7)	7 ( 13.2)	11 ( 47.8)
子ども	98 ( 19.7)	1 ( 4.0)	86 ( 30.8)	0 ( 0.0)	5 ( 9.4)	6 ( 26.1)
ホームヘルパーや施設の職員	86 ( 17.3)	5 ( 20.0)	56 ( 20.1)	15 ( 12.7)	5 ( 9.4)	5 ( 21.7)
その他	35 ( 7.0)	3 ( 12.0)	13 ( 4.7)	6 ( 5.1)	12 ( 22.6)	1 ( 4.3)
無回答	17 ( 3.4)	1 ( 4.0)	11 ( 3.9)	3 ( 2.5)	2 ( 3.8)	0 ( 0.0)

■ 回答割合が最も多い    □ 回答割合が2番目に多い

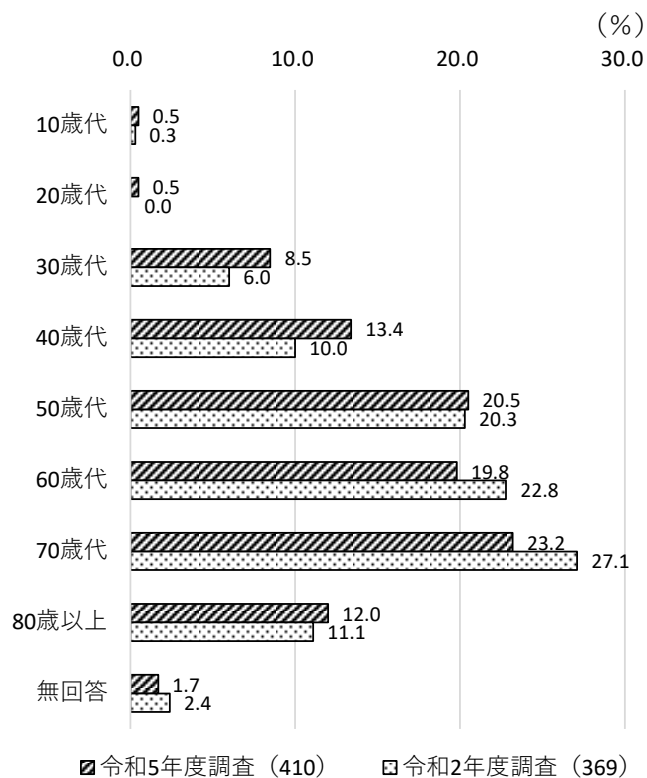


## エ. 主な介助者の年齢

主な介助者の年齢は、「70 歳代」が 23.2%、次いで「50 歳代」が 20.5%、「60 歳代」が 19.8%となっており、介助者の約6割が50歳代以上となっています。前回調査と比較すると、60歳代と70歳代の割合が減少しています。

障がい別では、「身体障がい+知的障がい」と「知的障がい」で「40 歳代」や「50 歳代」の割合が多く、「身体障がい」では「60 歳代」と「70 歳代」が、「精神障がい」では「70 歳代」が多くなっています。

【全体・経年比較】



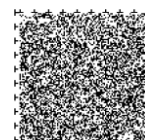
【障がい別】

単位: 人 (%)

問7 介助者 年齢	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
合計	410 (100.0)	21 (100.0)	223 (100.0)	109 (100.0)	38 (100.0)	19 (100.0)
10歳代	2 ( 0.5)	0 ( 0.0)	2 ( 0.9)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
20歳代	2 ( 0.5)	0 ( 0.0)	2 ( 0.9)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
30歳代	35 ( 8.5)	1 ( 4.8)	10 ( 4.5)	16 ( 14.7)	6 ( 15.8)	2 ( 10.5)
40歳代	55 ( 13.4)	7 ( 33.3)	16 ( 7.2)	26 ( 23.9)	4 ( 10.5)	2 ( 10.5)
50歳代	84 ( 20.5)	6 ( 28.6)	42 ( 18.8)	27 ( 24.8)	6 ( 15.8)	3 ( 15.8)
60歳代	81 ( 19.8)	4 ( 19.0)	53 ( 23.8)	17 ( 15.6)	6 ( 15.8)	1 ( 5.3)
70歳代	95 ( 23.2)	3 ( 14.3)	53 ( 23.8)	21 ( 19.3)	14 ( 36.8)	4 ( 21.1)
80歳以上	49 ( 12.0)	0 ( 0.0)	39 ( 17.5)	1 ( 0.9)	2 ( 5.3)	7 ( 36.8)
無回答	7 ( 1.7)	0 ( 0.0)	6 ( 2.7)	1 ( 0.9)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)

回答割合が最も多い

回答割合が2番目に多い



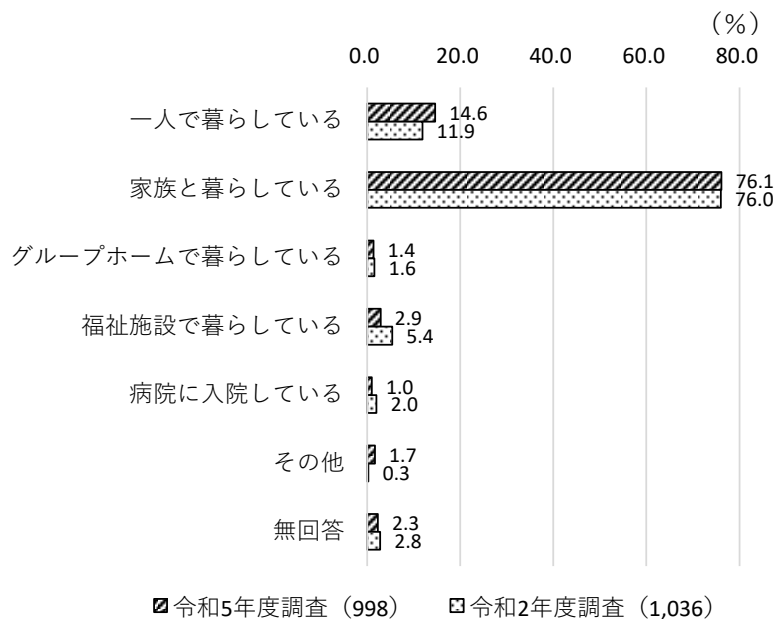
## ②住まいや暮らしについて

### ア. 現在の暮らし

現在の暮らしの状況を見ると、「家族と暮らしている」が76.1%、次いで「一人で暮らしている」が14.6%、「福祉施設で暮らしている」が2.9%となっており、前回調査から大きな変化はありませんが、「一人で暮らしている」がやや増加し、「福祉施設で暮らしている」がやや減少しています。

障がい別では、いずれも「家族と暮らしている」が多くなっており、特に「知的障がい」と「身体障がい+知的障がい」でその割合が多くなっています。

### 【全体・経年比較】

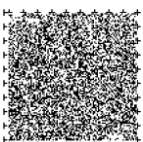


### 【障がい別】

単位: 人 (%)

問16 居住状況	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
一人で暮らしている	146 ( 14.6)	2 ( 6.1)	115 ( 17.9)	5 ( 3.3)	22 ( 17.9)	2 ( 4.4)
家族と暮らしている	759 ( 76.1)	27 ( 81.8)	474 ( 73.6)	132 ( 86.3)	90 ( 73.2)	36 ( 80.0)
グループホームで暮らしている	14 ( 1.4)	2 ( 6.1)	4 ( 0.6)	7 ( 4.6)	0 ( 0.0)	1 ( 2.2)
福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	29 ( 2.9)	2 ( 6.1)	22 ( 3.4)	3 ( 2.0)	2 ( 1.6)	0 ( 0.0)
病院に入院している	10 ( 1.0)	0 ( 0.0)	5 ( 0.8)	1 ( 0.7)	3 ( 2.4)	1 ( 2.2)
その他	17 ( 1.7)	0 ( 0.0)	8 ( 1.2)	2 ( 1.3)	5 ( 4.1)	2 ( 4.4)
無回答	23 ( 2.3)	0 ( 0.0)	16 ( 2.5)	3 ( 2.0)	1 ( 0.8)	3 ( 6.7)

■ 回答割合が最も多い    ■ 回答割合が2番目に多い

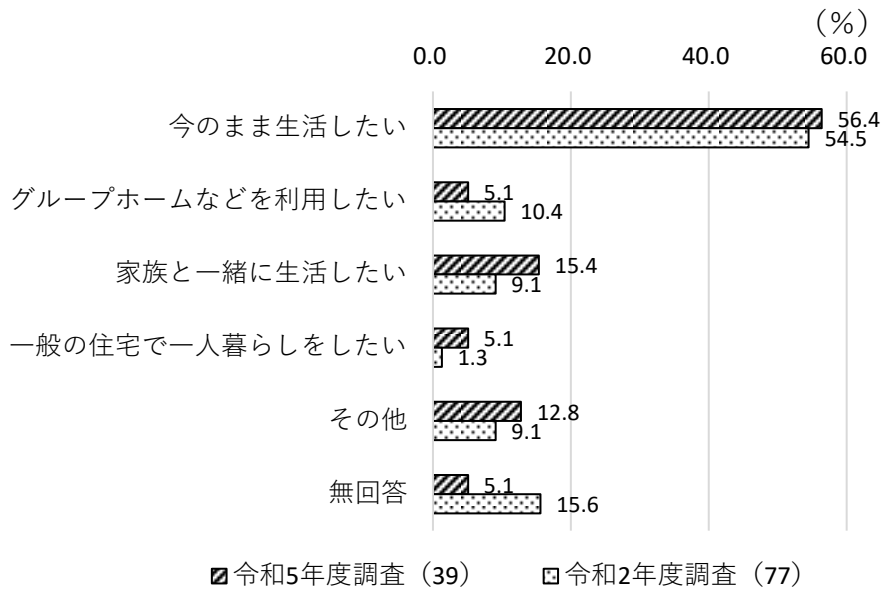




### イ. 将来地域で生活したいか

現在の暮らしの状況で、「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と回答した方に、将来地域で生活したいかどうかたずねたところ、「今のまま生活したい」が56.4%、「家族と一緒に生活したい」が15.4%、「グループホーム\*などを利用したい」と「一般の住宅で一人暮らしをしたい」がともに5.1%となっています。

#### 【全体・経年比較】

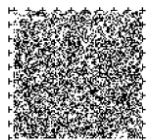


#### 【障がい別】

単位：人 (%)

問17 居住希望	全体	障がい区分				無回答
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	
合計	39 (100.0)	2 (100.0)	27 (100.0)	4 (100.0)	5 (100.0)	1 (100.0)
今のまま生活したい	22 ( 56.4)	1 ( 50.0)	16 ( 59.3)	2 ( 50.0)	3 ( 60.0)	0 ( 0.0)
グループホームなどを利用したい	2 ( 5.1)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	1 ( 20.0)	1 (100.0)
家族と一緒に生活したい	6 ( 15.4)	1 ( 50.0)	5 ( 18.5)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
一般の住宅で一人暮らしをしたい	2 ( 5.1)	0 ( 0.0)	1 ( 3.7)	1 ( 25.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
その他	5 ( 12.8)	0 ( 0.0)	3 ( 11.1)	1 ( 25.0)	1 ( 20.0)	0 ( 0.0)
無回答	2 ( 5.1)	0 ( 0.0)	2 ( 7.4)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)

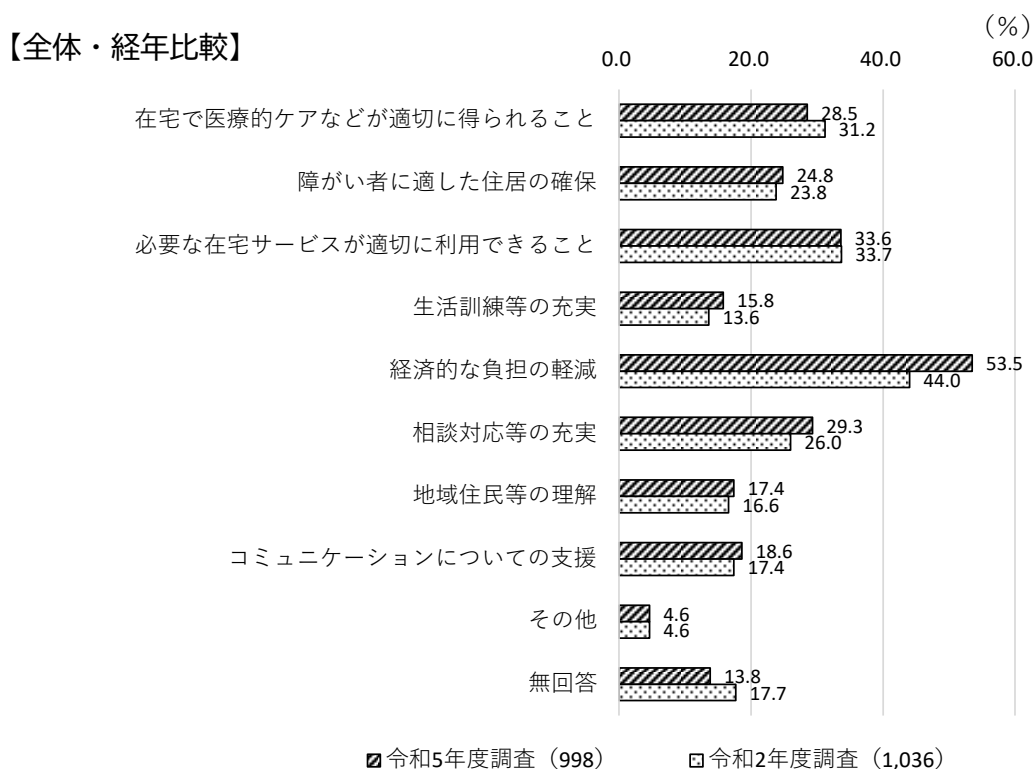
■ 回答割合が最も多い    □ 回答割合が2番目に多い



### ウ. 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が53.5%、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が33.6%、「相談対応等の充実」が29.3%となっています。前回調査と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

障がい別でも、いずれも「経済的な負担の軽減」の割合が多くなっています。

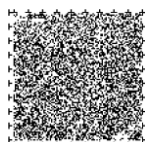


### 【障がい別】

単位：人 (%)

問18 地域生活のための支援	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	284 ( 28.5)	11 ( 33.3)	209 ( 32.5)	26 ( 17.0)	22 ( 17.9)	16 ( 35.6)
障がい者に適した住居の確保	248 ( 24.8)	13 ( 39.4)	139 ( 21.6)	55 ( 35.9)	34 ( 27.6)	7 ( 15.6)
必要な在宅サービスが適切に利用できること	335 ( 33.6)	15 ( 45.5)	226 ( 35.1)	51 ( 33.3)	25 ( 20.3)	18 ( 40.0)
生活訓練等の充実	158 ( 15.8)	8 ( 24.2)	70 ( 10.9)	52 ( 34.0)	24 ( 19.5)	4 ( 8.9)
経済的な負担の軽減	534 ( 53.5)	20 ( 60.6)	308 ( 47.8)	97 ( 63.4)	86 ( 69.9)	23 ( 51.1)
相談対応等の充実	292 ( 29.3)	12 ( 36.4)	135 ( 21.0)	73 ( 47.7)	65 ( 52.8)	7 ( 15.6)
地域住民等の理解	174 ( 17.4)	6 ( 18.2)	76 ( 11.8)	58 ( 37.9)	28 ( 22.8)	6 ( 13.3)
コミュニケーションについての支援	186 ( 18.6)	11 ( 33.3)	80 ( 12.4)	54 ( 35.3)	31 ( 25.2)	10 ( 22.2)
その他	46 ( 4.6)	1 ( 3.0)	31 ( 4.8)	3 ( 2.0)	10 ( 8.1)	1 ( 2.2)
無回答	138 ( 13.8)	2 ( 6.1)	102 ( 15.8)	16 ( 10.5)	11 ( 8.9)	7 ( 15.6)

■ 回答割合が最も多い      □ 回答割合が2番目に多い

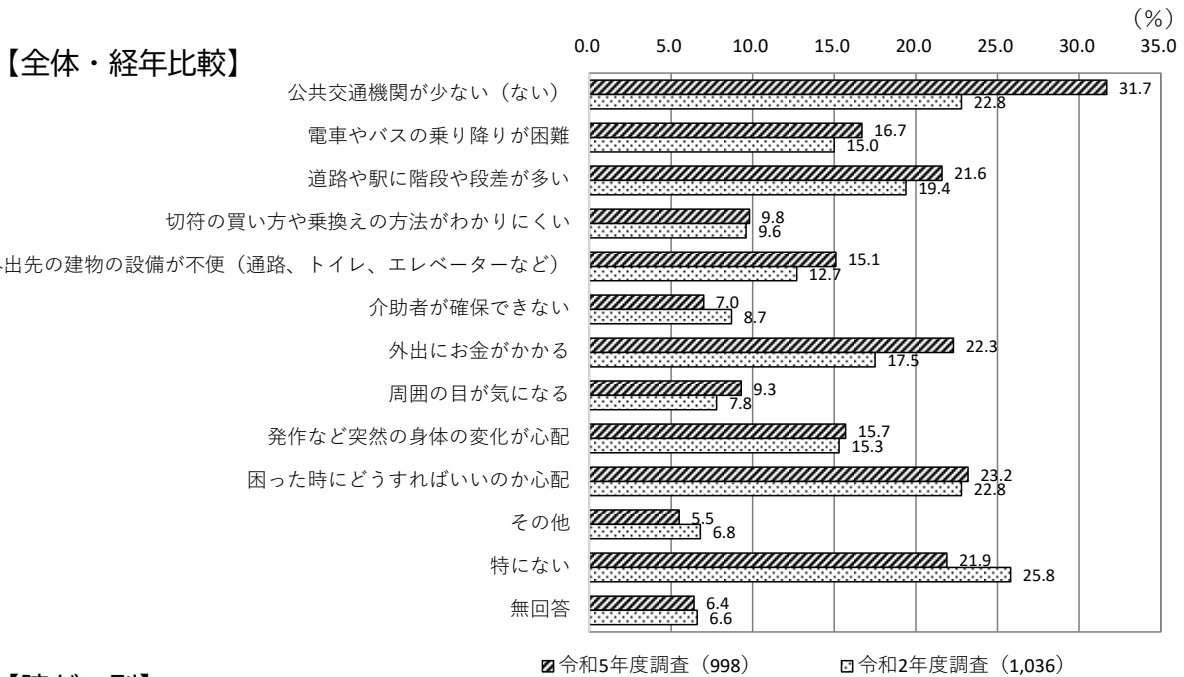


### ③外出や就労について

#### ア. 外出での困りごと

外出での困りごとは、「公共交通機関が少ない(ない)」が31.7%、「困った時にどうすればいいのか心配」が23.2%、「外出にお金がかかる」が22.3%、「道路や駅に階段や段差が多い」が21.6%などとなっています。前回調査と比較すると、「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が大きく増加しています。

障がい別では、「身体障がい+知的障がい」と「身体障がい」で「公共交通機関が少ない(ない)」が、「知的障がい」で「困った時にどうすればいいのか心配」が、「精神障がい」で「外出にお金がかかる」が、それぞれ多くなっています。



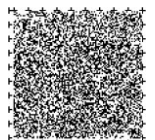
#### 【障がい別】

単位：人 (%)

問23 外出時に困ること	全体	障がい区分				無回答
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
公共交通機関が少ない(ない)	316 ( 31.7)	13 ( 39.4)	206 ( 32.0)	41 ( 26.8)	42 ( 34.1)	14 ( 31.1)
電車やバスの乗り降りが困難	167 ( 16.7)	8 ( 24.2)	123 ( 19.1)	20 ( 13.1)	10 ( 8.1)	6 ( 13.3)
道路や駅に階段や段差が多い	216 ( 21.6)	9 ( 27.3)	169 ( 26.2)	19 ( 12.4)	11 ( 8.9)	8 ( 17.8)
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	98 ( 9.8)	2 ( 6.1)	50 ( 7.8)	33 ( 21.6)	9 ( 7.3)	4 ( 8.9)
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	151 ( 15.1)	9 ( 27.3)	113 ( 17.5)	17 ( 11.1)	7 ( 5.7)	5 ( 11.1)
介助者が確保できない	70 ( 7.0)	4 ( 12.1)	43 ( 6.7)	9 ( 5.9)	9 ( 7.3)	5 ( 11.1)
外出にお金がかかる	223 ( 22.3)	7 ( 21.2)	119 ( 18.5)	41 ( 26.8)	46 ( 37.4)	10 ( 22.2)
周囲の目が気になる	93 ( 9.3)	7 ( 21.2)	29 ( 4.5)	30 ( 19.6)	24 ( 19.5)	3 ( 6.7)
発作など突然の身体の変化が心配	157 ( 15.7)	7 ( 21.2)	93 ( 14.4)	21 ( 13.7)	29 ( 23.6)	7 ( 15.6)
困った時にどうすればいいのか心配	232 ( 23.2)	10 ( 30.3)	117 ( 18.2)	58 ( 37.9)	37 ( 30.1)	10 ( 22.2)
その他	55 ( 5.5)	2 ( 6.1)	33 ( 5.1)	5 ( 3.3)	12 ( 9.8)	3 ( 6.7)
特になし	219 ( 21.9)	4 ( 12.1)	155 ( 24.1)	34 ( 22.2)	22 ( 17.9)	4 ( 8.9)
無回答	64 ( 6.4)	1 ( 3.0)	42 ( 6.5)	10 ( 6.5)	4 ( 3.3)	7 ( 15.6)

回答割合が最も多い

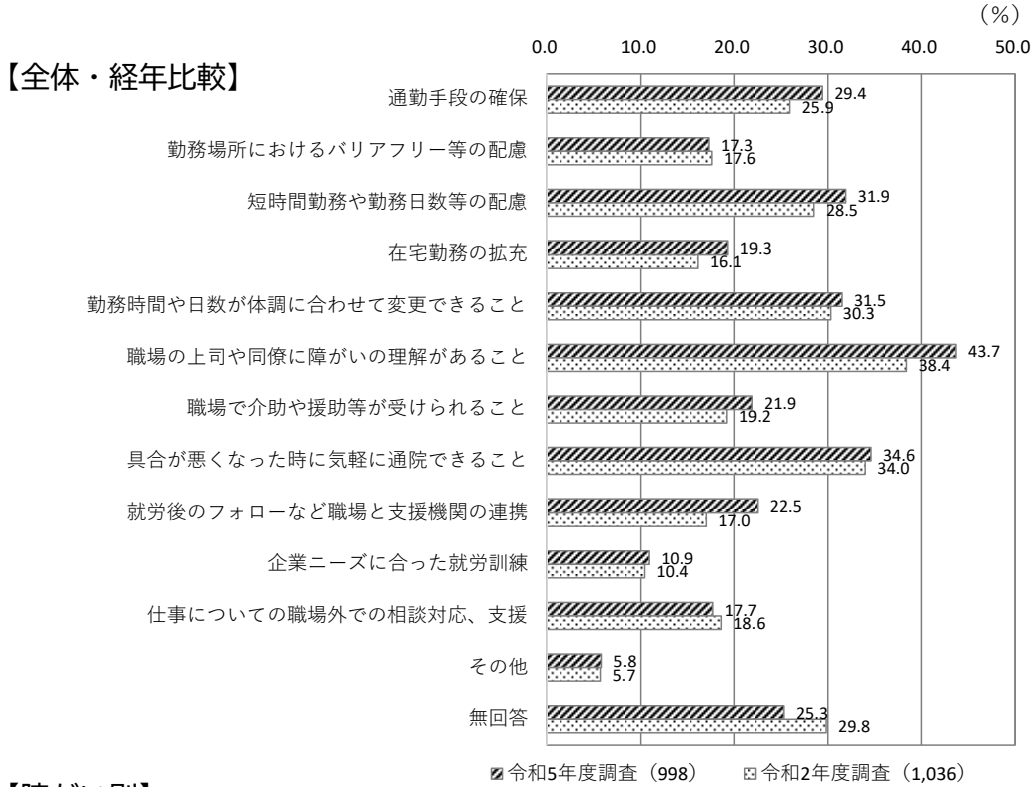
回答割合が2番目に多い



## イ. 就労支援に必要なこと

就労支援に必要なことは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が43.7%、次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が34.6%などとなっています。前回調査と比較すると、前回でも1位だった「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が増加しています。

障がい別でも、各障がいとも「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が多くっており、特に「知的障がい」でその割合が多くなっています。



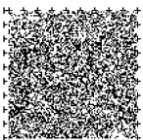
## 【障がい別】

単位: 人 (%)

問28 必要な就労支援	全体	障がい区分				無回答
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
通勤手段の確保	293 ( 29.4)	13 ( 39.4)	166 ( 25.8)	66 ( 43.1)	38 ( 30.9)	10 ( 22.2)
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	173 ( 17.3)	8 ( 24.2)	128 ( 19.9)	17 ( 11.1)	12 ( 9.8)	8 ( 17.8)
短時間勤務や勤務日数等の配慮	318 ( 31.9)	10 ( 30.3)	176 ( 27.3)	64 ( 41.8)	60 ( 48.8)	8 ( 17.8)
在宅勤務の拡充	193 ( 19.3)	7 ( 21.2)	124 ( 19.3)	25 ( 16.3)	34 ( 27.6)	3 ( 6.7)
勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	314 ( 31.5)	11 ( 33.3)	183 ( 28.4)	56 ( 36.6)	60 ( 48.8)	4 ( 8.9)
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	436 ( 43.7)	15 ( 45.5)	226 ( 35.1)	108 ( 70.6)	77 ( 62.6)	10 ( 22.2)
職場で介助や援助等が受けられること	219 ( 21.9)	12 ( 36.4)	111 ( 17.2)	65 ( 42.5)	24 ( 19.5)	7 ( 15.6)
具合が悪くなった時に気軽に通院できること	345 ( 34.6)	9 ( 27.3)	222 ( 34.5)	45 ( 29.4)	57 ( 46.3)	12 ( 26.7)
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	225 ( 22.5)	10 ( 30.3)	90 ( 14.0)	72 ( 47.1)	49 ( 39.8)	4 ( 8.9)
企業ニーズに合った就労訓練	109 ( 10.9)	6 ( 18.2)	44 ( 6.8)	27 ( 17.6)	29 ( 23.6)	3 ( 6.7)
仕事についての職場外での相談対応、支援	177 ( 17.7)	7 ( 21.2)	69 ( 10.7)	55 ( 35.9)	42 ( 34.1)	4 ( 8.9)
その他	58 ( 5.8)	3 ( 9.1)	31 ( 4.8)	11 ( 7.2)	9 ( 7.3)	4 ( 8.9)
無回答	252 ( 25.3)	7 ( 21.2)	195 ( 30.3)	15 ( 9.8)	16 ( 13.0)	19 ( 42.2)

■ 回答割合が最も多い

■ 回答割合が2番目に多い

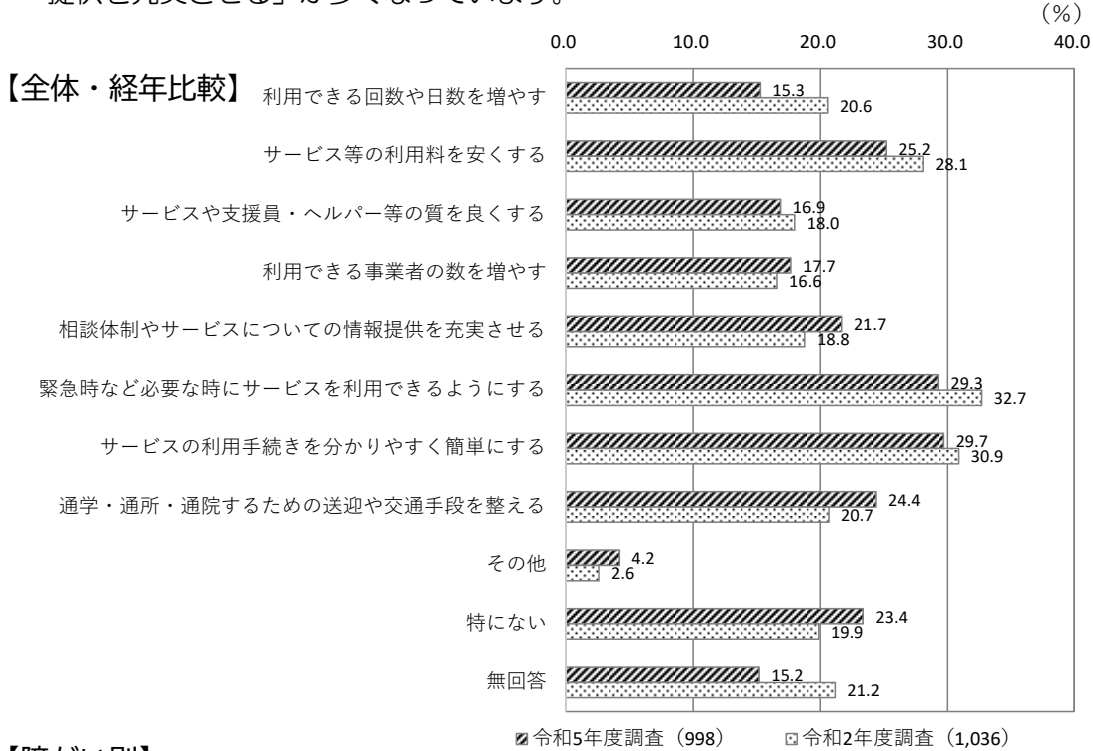


#### ④福祉サービスについて

##### ア. 福祉サービスで改善が必要な点

福祉サービスで改善が必要な点は、「サービスの利用手続きをわかりやすく簡単にする」が29.7%、「緊急時など必要な時にサービスを利用できるようにする」が29.3%、「サービス等の利用料を安くする」が25.2%などとなっています。

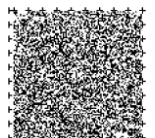
障がい別では、「身体障がい+知的障がい」と「知的障がい」で「緊急時など必要な時にサービスを利用できるようにする」が、「精神障がい」で「相談体制やサービスについての情報提供を充実させる」が多くなっています。



##### 【障がい別】

問31 障害福祉サービスの改善点	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
利用できる回数や日数を増やす	153 ( 15.3)	7 ( 21.2)	82 ( 12.7)	34 ( 22.2)	20 ( 16.3)	10 ( 22.2)
サービス等の利用料を安くする	251 ( 25.2)	8 ( 24.2)	139 ( 21.6)	52 ( 34.0)	37 ( 30.1)	15 ( 33.3)
サービスや支援員・ヘルパー等の質を良くする	169 ( 16.9)	12 ( 36.4)	71 ( 11.0)	52 ( 34.0)	27 ( 22.0)	7 ( 15.6)
利用できる事業者の数を増やす	177 ( 17.7)	12 ( 36.4)	72 ( 11.2)	56 ( 36.6)	30 ( 24.4)	7 ( 15.6)
相談体制やサービスについての情報提供を充実させる	217 ( 21.7)	9 ( 27.3)	113 ( 17.5)	47 ( 30.7)	42 ( 34.1)	6 ( 13.3)
緊急時など必要な時にサービスを利用できるようにする	292 ( 29.3)	19 ( 57.6)	158 ( 24.5)	67 ( 43.8)	37 ( 30.1)	11 ( 24.4)
サービスの利用手続きをわかりやすく簡単にする	296 ( 29.7)	9 ( 27.3)	168 ( 26.1)	66 ( 43.1)	40 ( 32.5)	13 ( 28.9)
通学・通所・通院するための送迎や交通手段を整える	244 ( 24.4)	11 ( 33.3)	126 ( 19.6)	64 ( 41.8)	33 ( 26.8)	10 ( 22.2)
その他	42 ( 4.2)	1 ( 3.0)	29 ( 4.5)	5 ( 3.3)	6 ( 4.9)	1 ( 2.2)
特になし	234 ( 23.4)	4 ( 12.1)	171 ( 26.6)	32 ( 20.9)	22 ( 17.9)	5 ( 11.1)
無回答	152 ( 15.2)	3 ( 9.1)	111 ( 17.2)	11 ( 7.2)	14 ( 11.4)	13 ( 28.9)

■ 回答割合が最も多い □ 回答割合が2番目に多い



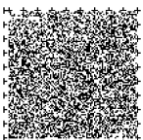
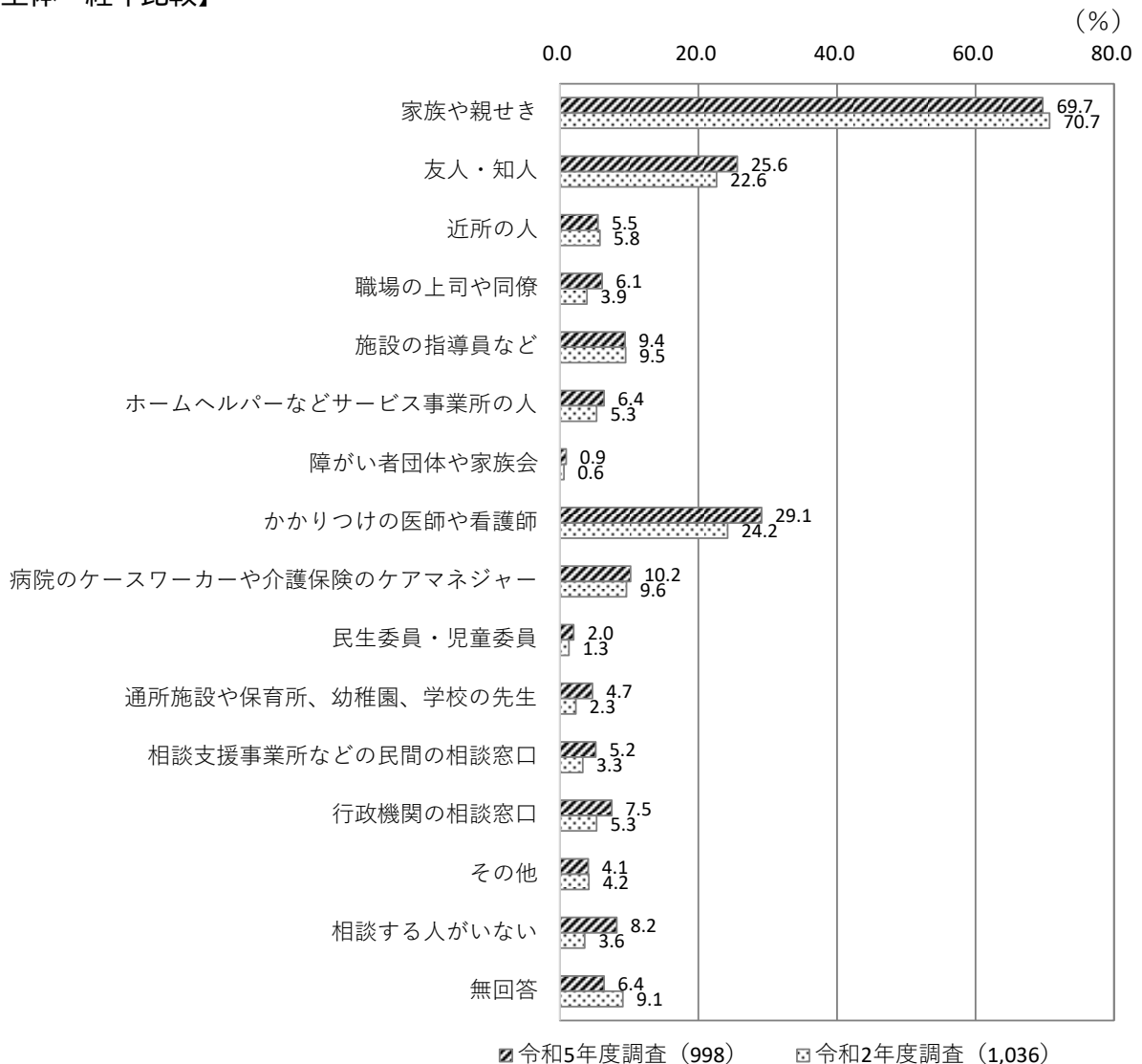
## ⑤相談相手や情報の入手について

### ア. 悩みや困りごとの相談先

悩みや困りごとの相談先は、「家族や親せき」が69.7%、次いで「かかりつけの医師や看護師」が29.1%、「友人・知人」が25.6%などとなっています。前回調査と比較すると、「かかりつけの医師や看護師」と「友人・知人」の割合が減少しています。

障がい別では、いずれも「家族や親せき」の割合が多くなっています。第2位は、「知的障がい」では「施設の指導員など」、他は「かかりつけの医師や看護師」となっています。

### 【全体・経年比較】

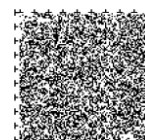


## 【障がい別】

単位：人（％）

問32 相談相手	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
家族や親せき	696 ( 69.7)	28 ( 84.8)	441 ( 68.5)	120 ( 78.4)	79 ( 64.2)	28 ( 62.2)
友人・知人	255 ( 25.6)	6 ( 18.2)	171 ( 26.6)	28 ( 18.3)	36 ( 29.3)	14 ( 31.1)
近所の人	55 ( 5.5)	1 ( 3.0)	45 ( 7.0)	2 ( 1.3)	3 ( 2.4)	4 ( 8.9)
職場の上司や同僚	61 ( 6.1)	0 ( 0.0)	24 ( 3.7)	20 ( 13.1)	16 ( 13.0)	1 ( 2.2)
施設の指導員など	94 ( 9.4)	8 ( 24.2)	31 ( 4.8)	36 ( 23.5)	16 ( 13.0)	3 ( 6.7)
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	64 ( 6.4)	7 ( 21.2)	31 ( 4.8)	10 ( 6.5)	12 ( 9.8)	4 ( 8.9)
障がい者団体や家族会	9 ( 0.9)	2 ( 6.1)	2 ( 0.3)	3 ( 2.0)	0 ( 0.0)	2 ( 4.4)
かかりつけの医師や看護師	290 ( 29.1)	10 ( 30.3)	182 ( 28.3)	33 ( 21.6)	53 ( 43.1)	12 ( 26.7)
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	102 ( 10.2)	4 ( 12.1)	73 ( 11.3)	5 ( 3.3)	9 ( 7.3)	11 ( 24.4)
民生委員・児童委員	20 ( 2.0)	1 ( 3.0)	12 ( 1.9)	3 ( 2.0)	1 ( 0.8)	3 ( 6.7)
通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	47 ( 4.7)	4 ( 12.1)	3 ( 0.5)	35 ( 22.9)	5 ( 4.1)	0 ( 0.0)
相談支援事業所などの民間の相談窓口	52 ( 5.2)	6 ( 18.2)	14 ( 2.2)	21 ( 13.7)	9 ( 7.3)	2 ( 4.4)
行政機関の相談窓口	75 ( 7.5)	2 ( 6.1)	39 ( 6.1)	19 ( 12.4)	10 ( 8.1)	5 ( 11.1)
その他	41 ( 4.1)	0 ( 0.0)	22 ( 3.4)	11 ( 7.2)	8 ( 6.5)	0 ( 0.0)
相談する人がいない	82 ( 8.2)	1 ( 3.0)	51 ( 7.9)	9 ( 5.9)	19 ( 15.4)	2 ( 4.4)
無回答	64 ( 6.4)	2 ( 6.1)	47 ( 7.3)	4 ( 2.6)	4 ( 3.3)	7 ( 15.6)

回答割合が最も多い
  回答割合が2番目に多い

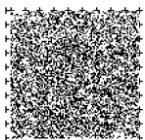
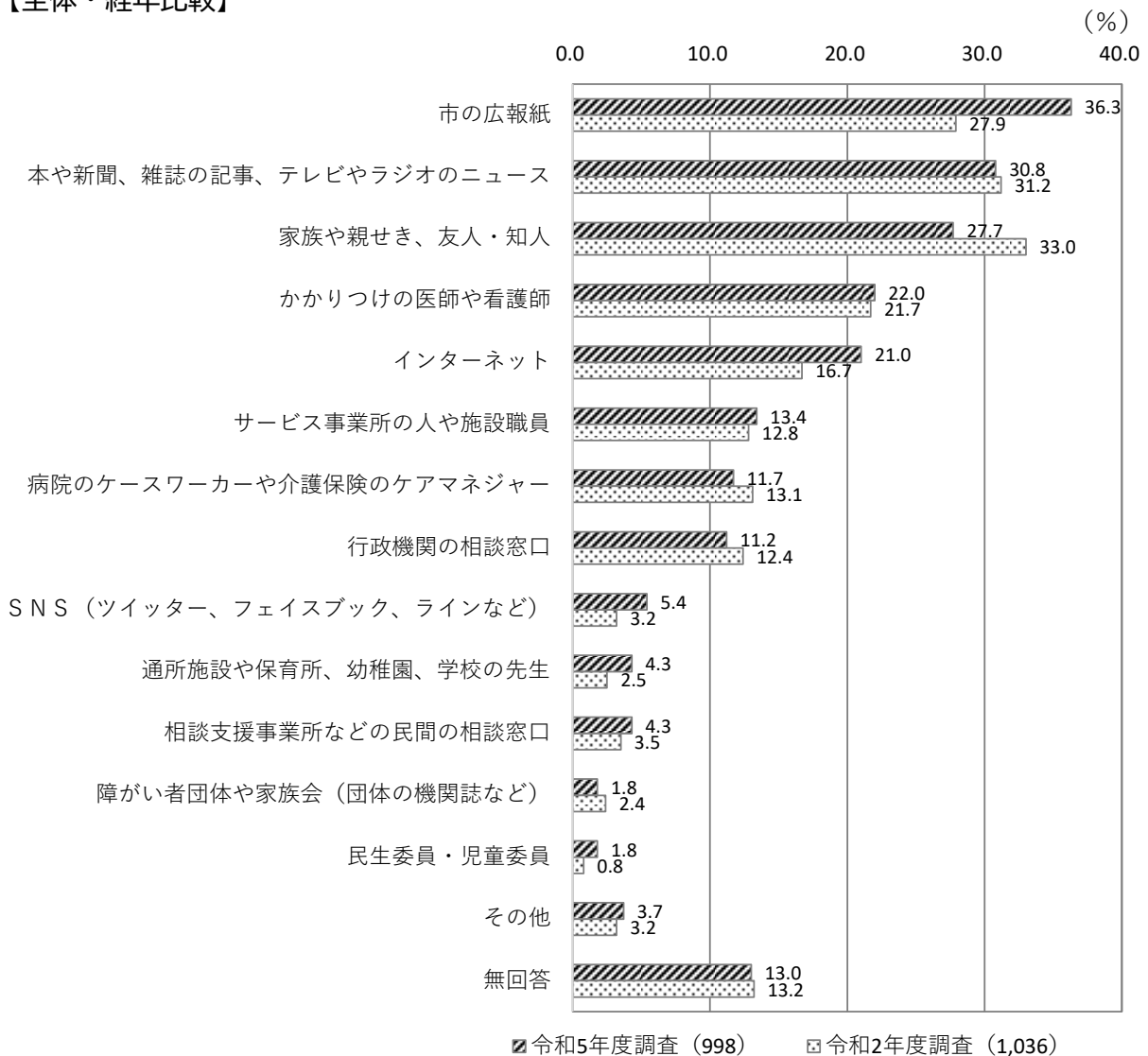


## イ. 障がいや福祉サービス等の情報の入手先

障がいや福祉サービス等の情報の入手先は、「市の広報紙」（前回は「行政機関の広報紙」）が36.3%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が30.8%、「家族や親せき、友人・知人」が27.7%などとなっています。前回調査と比較すると、「市の広報紙」（前回は「行政機関の広報紙」）の割合が大きく増加しています。

障がい別では、「身体障がい+知的障がい」と「知的障がい」で「家族や親せき、友人・知人」が、「精神障がい」で「インターネット」が比較的多くなっています。

### 【全体・経年比較】





【障がい別】

単位：人（％）

問33 情報の入手先	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
市の広報紙	362 ( 36.3)	9 ( 27.3)	269 ( 41.8)	41 ( 26.8)	28 ( 22.8)	15 ( 33.3)
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	307 ( 30.8)	9 ( 27.3)	229 ( 35.6)	31 ( 20.3)	27 ( 22.0)	11 ( 24.4)
家族や親せき、友人・知人	276 ( 27.7)	12 ( 36.4)	170 ( 26.4)	52 ( 34.0)	31 ( 25.2)	11 ( 24.4)
かかりつけの医師や看護師	220 ( 22.0)	4 ( 12.1)	138 ( 21.4)	24 ( 15.7)	44 ( 35.8)	10 ( 22.2)
インターネット	210 ( 21.0)	4 ( 12.1)	111 ( 17.2)	41 ( 26.8)	49 ( 39.8)	5 ( 11.1)
サービス事業所の人や施設職員	134 ( 13.4)	8 ( 24.2)	62 ( 9.6)	30 ( 19.6)	25 ( 20.3)	9 ( 20.0)
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	117 ( 11.7)	5 ( 15.2)	80 ( 12.4)	7 ( 4.6)	13 ( 10.6)	12 ( 26.7)
行政機関の相談窓口	112 ( 11.2)	4 ( 12.1)	61 ( 9.5)	27 ( 17.6)	13 ( 10.6)	7 ( 15.6)
SNS(ツイッター、フェイスブック、ラインなど)	54 ( 5.4)	3 ( 9.1)	19 ( 3.0)	16 ( 10.5)	16 ( 13.0)	0 ( 0.0)
通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	43 ( 4.3)	5 ( 15.2)	4 ( 0.6)	29 ( 19.0)	4 ( 3.3)	1 ( 2.2)
相談支援事業所などの民間の相談窓口	43 ( 4.3)	3 ( 9.1)	12 ( 1.9)	20 ( 13.1)	7 ( 5.7)	1 ( 2.2)
障がい者団体や家族会(団体の機関誌など)	18 ( 1.8)	3 ( 9.1)	7 ( 1.1)	6 ( 3.9)	1 ( 0.8)	1 ( 2.2)
民生委員・児童委員	18 ( 1.8)	1 ( 3.0)	10 ( 1.6)	3 ( 2.0)	1 ( 0.8)	3 ( 6.7)
その他	37 ( 3.7)	0 ( 0.0)	23 ( 3.6)	9 ( 5.9)	2 ( 1.6)	3 ( 6.7)
無回答	130 ( 13.0)	4 ( 12.1)	96 ( 14.9)	10 ( 6.5)	11 ( 8.9)	9 ( 20.0)

回答割合が最も多い
  回答割合が2番目に多い

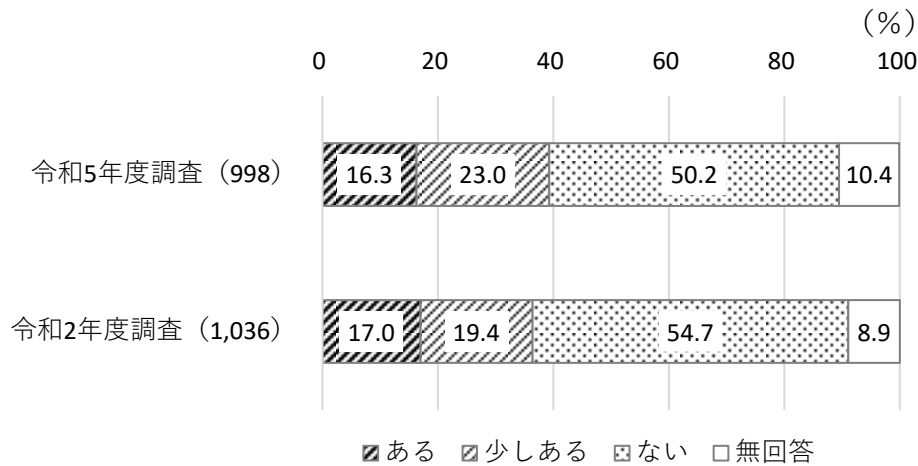


## ⑥障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験

差別や嫌な思いをする（した）経験は、「ある」が16.3%、「少しある」が23.0%に対し、「ない」は50.2%となっています。前回調査と比較すると、「ない」の割合が4.5ポイント減少しています。

障がい別にみると、「身体障がい+知的障がい」と「知的障がい」で、「ある」と「少しある」の割合が約6割になっています。

### 【全体・経年比較】

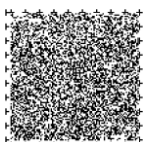


### 【障がい別】

単位：人（%）

問36 差別や嫌な思いをしたこと	全体	障がい区分				無回答
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
ある	163 ( 16.3)	12 ( 36.4)	67 ( 10.4)	48 ( 31.4)	29 ( 23.6)	7 ( 15.6)
少しある	230 ( 23.0)	9 ( 27.3)	133 ( 20.7)	44 ( 28.8)	33 ( 26.8)	11 ( 24.4)
ない	501 ( 50.2)	6 ( 18.2)	374 ( 58.1)	53 ( 34.6)	51 ( 41.5)	17 ( 37.8)
無回答	104 ( 10.4)	6 ( 18.2)	70 ( 10.9)	8 ( 5.2)	10 ( 8.1)	10 ( 22.2)

■ 回答割合が最も多い □ 回答割合が2番目に多い

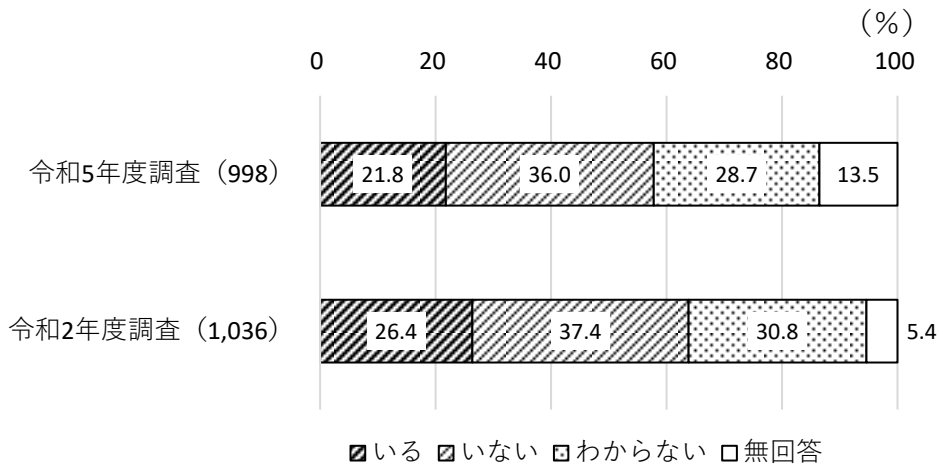


### ⑦災害時に近所に手助けしてくれる人がいるか

災害時に近所に手助けしてくれる人がいるかどうかは、「いる」が21.8%に対し、「いない」が36.0%、「わからない」は28.7%となっています。前回調査と比較すると、「いる」の割合が4.6ポイント減少しています。

障がい別にみると、いずれも「いない」が多くなっています。

#### 【全体・経年比較】

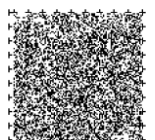


#### 【障がい別】

単位：人 (%)

問43 近所に介助者	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
いる	218 ( 21.8)	6 ( 18.2)	161 ( 25.0)	25 ( 16.3)	12 ( 9.8)	14 ( 31.1)
いない	359 ( 36.0)	17 ( 51.5)	195 ( 30.3)	67 ( 43.8)	64 ( 52.0)	16 ( 35.6)
わからない	286 ( 28.7)	5 ( 15.2)	189 ( 29.3)	45 ( 29.4)	37 ( 30.1)	10 ( 22.2)
無回答	135 ( 13.5)	5 ( 15.2)	99 ( 15.4)	16 ( 10.5)	10 ( 8.1)	5 ( 11.1)

■ 回答割合が最も多い □ 回答割合が2番目に多い



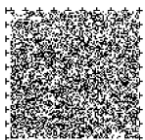
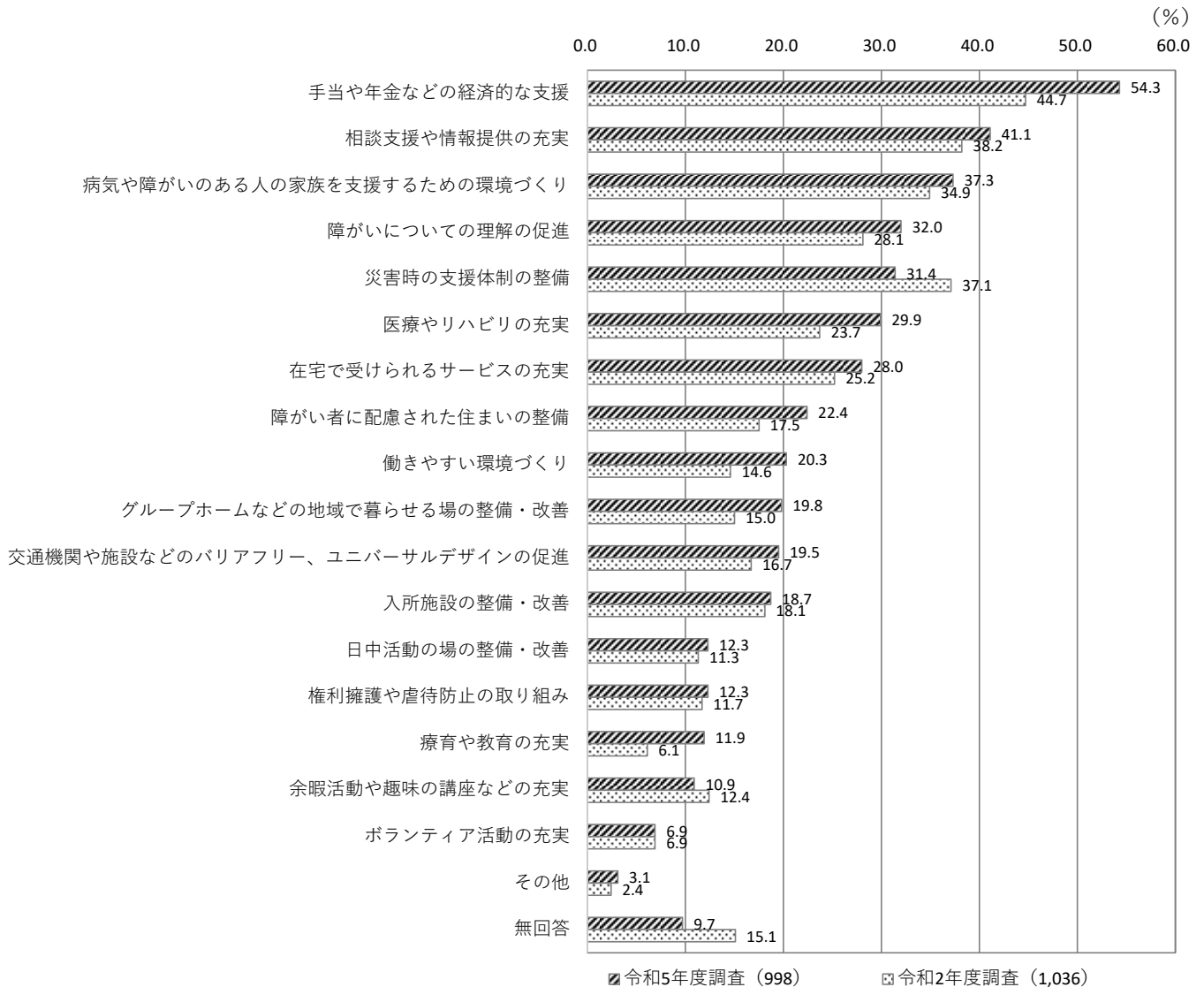
## ⑧市の障がい者福祉を推進していく上で、特に力を入れてほしいこと

特に力を入れてほしいこととしては、「手当や年金などの経済的な支援」が54.3%、次いで「相談支援や情報提供の充実」が41.1%、「病気や障がいのある人の家族を支援するための環境づくり」が37.3%、「障がいについての理解の促進」が32.0%、「災害時の支援体制の整備」が31.4%などとなっています。

障がい別では、「手当や年金などの経済的な支援」が多くなっている中で、「身体障がい＋知的障がい」では「病気や障がいのある人の家族を支援するための環境づくり」が最も多くなっています。

年齢別でも、「手当や年金などの経済的な支援」が多くなっていますが、「6～17歳」では「療育や教育の充実」が最も多くなっています。

### 【全体・経年比較】

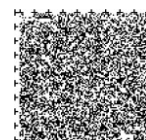


【障がい別】

単位：人（％）

問47 力を入れてほしい取組	全体	障がい区分				
		身体+知的 (精神を含む)	身体	知的 (精神を含む)	精神	無回答
合計	998 (100.0)	33 (100.0)	644 (100.0)	153 (100.0)	123 (100.0)	45 (100.0)
手当や年金などの経済的な支援	542 ( 54.3)	14 ( 42.4)	328 ( 50.9)	99 ( 64.7)	82 ( 66.7)	19 ( 42.2)
相談支援や情報提供の充実	410 ( 41.1)	14 ( 42.4)	236 ( 36.6)	79 ( 51.6)	63 ( 51.2)	18 ( 40.0)
病気や障がいのある人の家族を支援するための環境づくり	372 ( 37.3)	19 ( 57.6)	216 ( 33.5)	71 ( 46.4)	49 ( 39.8)	17 ( 37.8)
障がいについての理解の促進	319 ( 32.0)	16 ( 48.5)	148 ( 23.0)	86 ( 56.2)	57 ( 46.3)	12 ( 26.7)
災害時の支援体制の整備	313 ( 31.4)	12 ( 36.4)	185 ( 28.7)	68 ( 44.4)	34 ( 27.6)	14 ( 31.1)
医療やリハビリの充実	298 ( 29.9)	14 ( 42.4)	199 ( 30.9)	36 ( 23.5)	36 ( 29.3)	13 ( 28.9)
在宅で受けられるサービスの充実	279 ( 28.0)	10 ( 30.3)	193 ( 30.0)	27 ( 17.6)	31 ( 25.2)	18 ( 40.0)
障がい者に配慮された住まいの整備	224 ( 22.4)	13 ( 39.4)	125 ( 19.4)	48 ( 31.4)	30 ( 24.4)	8 ( 17.8)
働きやすい環境づくり	203 ( 20.3)	6 ( 18.2)	81 ( 12.6)	65 ( 42.5)	47 ( 38.2)	4 ( 8.9)
グループホームなどの地域で暮らせる場の整備・改善	198 ( 19.8)	15 ( 45.5)	75 ( 11.6)	72 ( 47.1)	26 ( 21.1)	10 ( 22.2)
交通機関や施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザインの促進	195 ( 19.5)	11 ( 33.3)	127 ( 19.7)	30 ( 19.6)	19 ( 15.4)	8 ( 17.8)
入所施設の整備・改善	187 ( 18.7)	17 ( 51.5)	81 ( 12.6)	59 ( 38.6)	22 ( 17.9)	8 ( 17.8)
日中活動の場の整備・改善	123 ( 12.3)	8 ( 24.2)	49 ( 7.6)	42 ( 27.5)	21 ( 17.1)	3 ( 6.7)
権利擁護や虐待防止の取り組み	123 ( 12.3)	9 ( 27.3)	39 ( 6.1)	48 ( 31.4)	24 ( 19.5)	3 ( 6.7)
療育や教育の充実	119 ( 11.9)	8 ( 24.2)	29 ( 4.5)	60 ( 39.2)	18 ( 14.6)	4 ( 8.9)
余暇活動や趣味の講座などの充実	109 ( 10.9)	3 ( 9.1)	58 ( 9.0)	24 ( 15.7)	20 ( 16.3)	4 ( 8.9)
ボランティア活動の充実	69 ( 6.9)	4 ( 12.1)	36 ( 5.6)	16 ( 10.5)	11 ( 8.9)	2 ( 4.4)
その他	31 ( 3.1)	0 ( 0.0)	24 ( 3.7)	4 ( 2.6)	3 ( 2.4)	0 ( 0.0)
無回答	97 ( 9.7)	1 ( 3.0)	73 ( 11.3)	6 ( 3.9)	9 ( 7.3)	8 ( 17.8)

回答割合が最も多い
  回答割合が2番目に多い

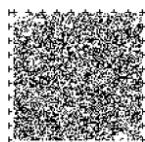


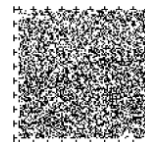
【年齢別】

単位：人（％）

問47 力を入れてほしい取組	全体	年齢						
		5歳以下	6～17歳	18～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
合計	998 (100.0)	5 (100.0)	66 (100.0)	114 (100.0)	271 (100.0)	196 (100.0)	327 (100.0)	19 (100.0)
手当や年金などの経済的な支援	542 ( 54.3)	5 (100.0)	44 ( 66.7)	73 ( 64.0)	176 ( 64.9)	101 ( 51.5)	135 ( 41.3)	8 ( 42.1)
相談支援や情報提供の充実	410 ( 41.1)	2 ( 40.0)	31 ( 47.0)	59 ( 51.8)	111 ( 41.0)	85 ( 43.4)	117 ( 35.8)	5 ( 26.3)
病気や障がいのある人の家族を支援するための環境づくり	372 ( 37.3)	3 ( 60.0)	34 ( 51.5)	49 ( 43.0)	109 ( 40.2)	68 ( 34.7)	104 ( 31.8)	5 ( 26.3)
障がいについての理解の促進	319 ( 32.0)	3 ( 60.0)	33 ( 50.0)	62 ( 54.4)	107 ( 39.5)	43 ( 21.9)	66 ( 20.2)	5 ( 26.3)
災害時の支援体制の整備	313 ( 31.4)	1 ( 20.0)	30 ( 45.5)	44 ( 38.6)	90 ( 33.2)	54 ( 27.6)	92 ( 28.1)	2 ( 10.5)
医療やリハビリの充実	298 ( 29.9)	1 ( 20.0)	13 ( 19.7)	35 ( 30.7)	85 ( 31.4)	67 ( 34.2)	95 ( 29.1)	2 ( 10.5)
在宅で受けられるサービスの充実	279 ( 28.0)	1 ( 20.0)	12 ( 18.2)	21 ( 18.4)	71 ( 26.2)	52 ( 26.5)	116 ( 35.5)	6 ( 31.6)
障がい者に配慮された住まいの整備	224 ( 22.4)	1 ( 20.0)	21 ( 31.8)	33 ( 28.9)	68 ( 25.1)	43 ( 21.9)	55 ( 16.8)	3 ( 15.8)
働きやすい環境づくり	203 ( 20.3)	1 ( 20.0)	38 ( 57.6)	50 ( 43.9)	81 ( 29.9)	13 ( 6.6)	16 ( 4.9)	4 ( 21.1)
グループホームなどの地域で暮らせる場の整備・改善	198 ( 19.8)	2 ( 40.0)	26 ( 39.4)	49 ( 43.0)	50 ( 18.5)	25 ( 12.8)	46 ( 14.1)	0 ( 0.0)
交通機関や施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザインの促進	195 ( 19.5)	1 ( 20.0)	15 ( 22.7)	22 ( 19.3)	57 ( 21.0)	41 ( 20.9)	56 ( 17.1)	3 ( 15.8)
入所施設の整備・改善	187 ( 18.7)	2 ( 40.0)	21 ( 31.8)	39 ( 34.2)	47 ( 17.3)	27 ( 13.8)	50 ( 15.3)	1 ( 5.3)
日中活動の場の整備・改善	123 ( 12.3)	0 ( 0.0)	17 ( 25.8)	27 ( 23.7)	37 ( 13.7)	14 ( 7.1)	27 ( 8.3)	1 ( 5.3)
権利擁護や虐待防止の取り組み	123 ( 12.3)	1 ( 20.0)	15 ( 22.7)	33 ( 28.9)	44 ( 16.2)	14 ( 7.1)	14 ( 4.3)	2 ( 10.5)
療育や教育の充実	119 ( 11.9)	4 ( 80.0)	45 ( 68.2)	19 ( 16.7)	32 ( 11.8)	7 ( 3.6)	9 ( 2.8)	3 ( 15.8)
余暇活動や趣味の講座などの充実	109 ( 10.9)	0 ( 0.0)	12 ( 18.2)	15 ( 13.2)	31 ( 11.4)	18 ( 9.2)	33 ( 10.1)	0 ( 0.0)
ボランティア活動の充実	69 ( 6.9)	0 ( 0.0)	6 ( 9.1)	9 ( 7.9)	23 ( 8.5)	13 ( 6.6)	17 ( 5.2)	1 ( 5.3)
その他	31 ( 3.1)	0 ( 0.0)	1 ( 1.5)	4 ( 3.5)	7 ( 2.6)	4 ( 2.0)	13 ( 4.0)	2 ( 10.5)
無回答	97 ( 9.7)	0 ( 0.0)	2 ( 3.0)	4 ( 3.5)	16 ( 5.9)	17 ( 8.7)	54 ( 16.5)	4 ( 21.1)

回答割合が最も多い
  回答割合が2番目に多い





### 3 事業所調査結果の概要

#### (1) 事業所調査の実施概要

計画の見直しにあたり、福祉サービスを提供する事業所に対し、障がい者を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向などを把握するため、調査を実施しました。(郵送方式により調査票を配布、郵送やメール等で回収、回答数は7件)

#### (2) 結果概要(抄)

##### 【市民意識の醸成】

- ・障がい者グループホーム\*の認知度が低く、地域に根付く必要性がある社会資源ですが、発信していく方法が難しく地域との交流が難しいと思われます。
- ・地域交流の場は必要と考えます。当たり前前に地域で暮らせるよう地域への理解が大きな課題です。
- ・市民まつりや福祉まつり等、交流できる機会があるので嬉しく思います。

##### 【生活しやすいまちづくり】

- ・近隣の駅(幸手駅)までの交通手段等が障がい者にとっては不足しており、移動支援等を利用しないと自由に行動をすることが出来ない状況です。自由に行動が出来ても、道幅も狭く、交通事故の可能性が危惧されます。
- ・雨の日に室内で遊べる建物があると嬉しいです。

##### 【防犯・防災】

- ・ご近所の方々への理解と協力で、より暮らしやすくなる気がします。
- ・避難計画では、避難先は計画に入っていますが、実際、有事の際に障がい者の方を環境的に受け入れて頂けるか不安視されるため、ホームにとどまる必要性があることも可能性として考慮しなければなりません。また、水害の際には、障がい者の度合いを考慮すると垂直避難の選択肢しかないように思われます。

##### 【地域福祉活動】

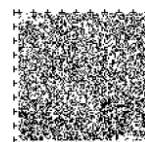
- ・毎年夏休みにボランティアの方がたくさん来てくれているので、嬉しく思います。
- ・現在、放課後等デイサービスに通所している児童が、多数参加できるボランティア活動の増加を希望します。地域の活性化、児童の貴重な経験のため、積極的に参加していきたいと考えております。

##### 【就労支援】

- ・近隣に、就労先を確保して頂きたいと思います。就労支援の社会資源が少ない状況で、就労を希望している利用者がなかなか就労につなげない状況にあります。

##### 【生活安定支援】

- ・家族支援の難しさを感じています。子どもの背景には、親の存在があり、親をケアしていくことで、子どもが成長していくことができます。親自身も、少なからず精神的に困難を抱えているケースがあるので、親のケアができる施設があったらよいと思います。



## 第2部 障がい者基本計画

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

本市の障がい者基本計画における基本理念は、以下のように定めます。

## 自立し、社会参加をし、 安心して暮らせる共生社会の実現

障がいのある人が、社会の一構成員として障がいのない人と分け隔てられることなく、地域の中で自立し、社会参加し、自分らしく生き生きと活動できる社会の構築と支援をすすめます。

障がいのある人はもちろん、高齢者や子育て中の人など、使う人みんなにやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

こうした取り組みを通じて、地域に住む人々が、だれもが安心して暮らせ、お互いを尊重し支えあう「共生社会」の実現をめざします。

#### 2 基本目標

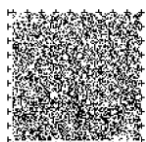
基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を定め、計画的な施策の推進を図ります。

##### 1 地域における支え合い活動の推進

- 福祉教育や生涯学習などの機会を通じて、市民が障がい者や障がいについて理解を深めることができるよう、広報・啓発活動を推進します。
- 障害者差別解消法および障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消や、合理的配慮\*の提供、障がい者の虐待防止に努めます。
- 意思を伝える能力が十分でない人の権利擁護\*をすすめます。
- だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉意識の啓発や福祉活動への参加を促し、支えあいの社会づくりをすすめます。

##### 2 地域生活の支援

- 障がいのある人とその家族が身近なところで相談やサービスが受けられるよう、基幹





相談支援センター\*を中心とした相談支援体制の確立に努めます。

- 必要なときに必要なサービスが提供できるよう、計画的に障がい福祉サービス等の提供体制を整備します。
- 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援体制の基盤として、地域生活支援拠点等\*の整備を図ります。

### 3 社会参加・活動への支援

- 一人ひとりの働く意欲を尊重した就労の支援と就労機会の確保に努めます。
- さまざまな障がいにあわせたコミュニケーション手段を確保し、社会活動への参加を支援します。
- 文化、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。

### 4 安心できる保健、医療の充実

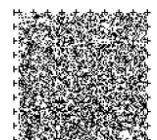
- 障がいのある人が地域で適切な保健・医療サービスを受けることができるよう、早期発見から自立のためのリハビリテーションに至るまで、一貫した保健・医療体制の整備に努めます。
- 障がいの早期発見・早期訓練のための療育体制の整備に努め、障がいの特性を踏まえた個別のニーズに対応できるよう療育相談機能の充実を図ります。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、障がい特性に応じた支援の充実と保健、医療、福祉等の関係機関の連携を図ります。

### 5 障がいのある子どもとその家庭への支援

- 障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制を整備します。
- 障がいのある子どもたちやその家族、学校に対する相談支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた教育環境づくりを進めます。
- 学校や家庭で豊かな生活を送れるよう、福祉、教育等の関係機関が連携し適切な支援を行います。

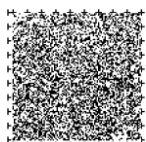
### 6 人にやさしいまちづくりの推進

- だれもが快適な生活が送れるよう人にやさしいまちづくりを推進します。
- 障がいの特性に配慮した住環境、都市施設、公共・公益施設の整備・改善に努め、生活圏拡大のための移動手段を確保し、障がいのある人の社会活動を支援します。
- 障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、防犯・防災体制の充実を図ります。



### 3 計画の体系

基本理念	基本目標	主な施策
自立し、社会参加をし、安心して暮らせる共生社会の実現	1 地域における支え合い活動の推進	(1) 広報・啓発活動の推進
		(2) 権利擁護*のための施策の充実
		(3) 支え合いの社会づくり
	2 地域生活の支援	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 障がい福祉サービス等の充実
		(3) 地域生活支援体制の整備
	3 社会参加・活動への支援	(1) 就労の促進
		(2) コミュニケーション支援の充実
		(3) スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実
	4 安心できる保健、医療の充実	(1) 療育体制の整備
		(2) 発達障がい*・高次脳機能障がい*のある人への支援
		(3) 保健・医療体制の充実
		(4) 精神保健施策の充実
	5 障がいのある子どもとその家庭への支援	(1) 障がいのある子どもの保育の充実
		(2) 障がいのある子どもの教育の充実
		(3) 健全育成の推進
		(4) 卒業後の進路対策の充実
	6 人にやさしいまちづくりの推進	(1) 人にやさしいまちづくりの総合的推進
		(2) 住宅・生活環境の整備
		(3) 道路・交通環境等移動手手段の整備
		(4) 防犯・防災対策の充実



## 第2章 障がい者施策の総合的展開

### 1 地域における支え合い活動の推進

#### (1) 広報・啓発活動の推進

##### 【施策の方針】

---

- ・障がいや疾病または障がいのある人に対する市民の理解と認識を深めるため、広報紙をはじめ多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいのある人もない人もみんなが安心して生活できる地域社会づくりを推進します。
- ・だれもが安心して生き生きと暮らせるような地域を築くため、すべての市民が障がいや疾病について正しい知識や理解を持てるよう、家庭・学校・職場・地域社会などのあらゆる場において、福祉教育を推進します。

##### 【主要事業】

---

###### ○心のバリアフリーの推進

社会的に弱い立場にある人に対する偏見や、障がいを理由とした差別等の解消など、心のバリアフリーを推進するために、市民、事業者などへの意識啓発に努めます。

###### ○広報・啓発活動の充実

健康福祉まつりや障害者週間などの行事において積極的な広報・啓発活動を進め、市民の理解を得るよう努めます。

###### ○福祉教育の推進

身の回りの人々や地域との関わりから、「ふだんの暮らし」のなかにどのような福祉的課題があるかを自ら学び、課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで、ともに生きる力を育むことを目的とした福祉教育を推進します。

#### (2) 権利擁護\*のための施策の充実

##### 【施策の方針】

---

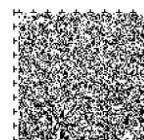
- ・障がいのある人でも適切な自己決定や選択、契約といった行為が保障され、また尊重され、安心して生活が送れるよう、各事業の充実を図ります。
- ・障がいのある人に対する虐待防止、障がいを理由とした差別の解消に関する取り組みの充実を図り、権利擁護を推進します。

##### 【主要事業】

---

###### ○福祉サービス利用援助事業の推進

知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症のある人等判断能力の不十分な人が地域の中で安心して生活できるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービ



ス利用援助事業の利用が進むよう支援します。

#### ○成年後見制度\*の利用促進

成年後見制度が積極的に利用されるよう制度の周知に努め、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」および「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、利用促進に向けた具体的な施策等を定めて、総合的かつ計画的に推進します。

また、庁内および社会福祉協議会等との連携により、成年後見制度による支援を必要とする知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症のある人に対し、その利用の促進に努めます。

#### ○障がいのある人および障がいのある子どもの虐待防止

障がいのある人や障がいのある子どもが虐待を受けることのないよう、また、万が一発生した場合であっても早急な回復が図られるよう、障害者虐待防止センターが中心となり、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、広報紙やパンフレットを活用し、市民への意識の啓発に努めます。

#### ○投票しやすい環境の整備

各投票所における段差解消のためのスロープや車いすの設置、郵便投票や指定病院等における不在者投票、代理投票および点字投票の実施など、障がいのある有権者が投票しやすい環境を整備します。

#### ○権利擁護\*の推進

障がいのある人に対する虐待や差別は、人権問題であるとの認識に立ち、関係機関と連携してその防止や合理的配慮\*に努めます。また、研修等を通し、市役所職員や関係団体の権利擁護に対する理解の向上に努めます。

### (3) 支え合いの社会づくり

#### 【施策の方針】

---

- ・障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、地域におけるNPO活動やボランティア活動を支援するとともに、地域住民による支え合い活動の推進を図ります。

#### 【主要事業】

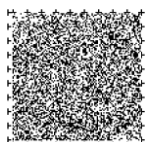
---

##### ○地域福祉活動の充実

福祉などさまざまな分野において、行政とNPO法人やボランティア団体との対等なパートナーシップを構築するとともに、それらの団体の自主性や自立性を尊重しながら、その活動を支援します。また、社会福祉協議会が運営する幸手市ボランティア・市民活動センターによるボランティア活動に関する情報を提供し、市民の自発的なボランティア活動を支援します。

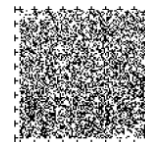
##### ○地域住民による支え合い活動の促進

地域と関係機関が連携しながら障がいのある人への支援体制を深めるなど、地域の中で生活する住民同士が助け合える関係作りを促進します。



### ○当事者参画の促進

障がい者施策におけるさまざまな取り組みについて、障がいのある人の意見を反映するため、当事者の参画を促進します。



## 2 地域生活の支援

### (1) 相談支援体制の充実

#### 【施策の方針】

---

- ・地域で安心して暮らしていく上で相談支援体制は、大変重要となっており、身近な地域において、障がいのある人やその家族などの悩みや不安を気軽に相談し、適切な支援に結びつけられるよう、利用しやすい相談支援体制の充実や相談支援機関相互の連携の強化を図ります。

#### 【主要事業】

---

#### ○相談支援体制の充実

基幹相談支援センター\*において、障害者総合支援法\*に基づく相談支援業務や、権利擁護\*・虐待防止への対応などを実施します。また、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制を確立し、その充実を図ります。

地域包括支援センターやこども家庭センターとの連携を図り、幅広い相談に対応できるよう努めます。

#### ○ネットワークづくりの推進

障害者総合支援法に基づき幸手市を含む3市2町により設置している「埼玉北地区地域自立支援協議会\*」は、地域の問題や課題の検討、相談支援事業者等への専門的な指導、助言、関係機関との情報交換、資質向上のための研修の開催など、その充実を図ります。

### (2) 障がい福祉サービス等の充実

#### 【施策の方針】

---

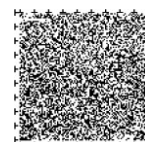
- ・障がいのある人や介助・支援する人などが必要なときに指定障害福祉サービスや地域生活支援事業の各サービスを利用できるよう、計画的に提供体制を整備するとともに、障がいの特性に合わせた支援策の充実に努めます。
- ・障がいの特性やニーズに応じて、身近な地域で施設支援が受けられるよう、入所・通所施設などの施設支援の充実を図ります。

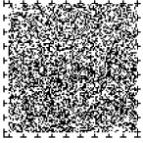
#### 【主要事業】

---

#### ○居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実

地域での主体的な生活を支援するため、居宅における入浴、排せつまたは食事の





介護等を行う、居宅介護を充実します。

#### ○短期入所（ショートステイ）の充実

一時的に介護・介助が受けられない場合や、支援する人の負担軽減などに対応するため、短期入所を充実します。

#### ○施設支援サービスの充実

利用者がサービスを選択しやすいよう、施設等と連携し、サービス内容の情報提供に努めます。

障がいのある人が、自立と社会経済活動への参加に向けて必要な訓練を受けるために、施設の有効活用を促進します。

生活訓練や職業訓練等、利用者の希望や適性にあったプログラムで支援されるような個別支援計画に基づいたサービスの提供を促進します。

入所施設においては、障がいのある人の高齢化にきめ細かく対応するなど、入所者の生活の質の向上への取り組みを促進します。

#### ○障がいのある人に必要な施設の整備

障がいのある人のニーズを踏まえながら、市が設置する幸手市障害者自立支援施設（さくらの里、なのはなの里）や地域活動支援センターの充実など、広域的な取り組みも考慮しながら地域に必要な施設の整備を進めます。

#### ○移動手段の支援

日常生活に必要な屋外での移動手段を確保し、自立生活および社会参加を促進するため、移動支援事業の充実を図ります。また、運転免許の取得や自動車改造に要した経費の助成、福祉タクシー券の支給によるタクシー利用負担の軽減などを図り、障がいのある人の外出を支援します。

#### ○補装具の給付

身体上の障がいを補うための義肢、義眼、車いす、補聴器など必要な補装具の給付・修理を行います。

#### ○日中一時支援事業の充実

日中における活動の場の提供や保護者の就労支援、一時的な休息を支援するため、日中一時支援事業の充実を図ります。

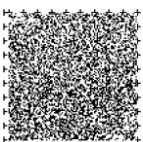
#### ○障がいの特性等に応じた本人および家族への支援

重度・重複障がいのある人や難病\*患者、高次脳機能障がい\*のある人、発達障がい\*のある人等およびその家族が安心して地域生活を継続できるよう、障がいの特性に応じた支援策を検討します。

### (3) 地域生活支援体制の整備

#### 【施策の方針】

- ・障がいのある人が安心して地域生活を送るため、地域での暮らしを支える環境整備を図るとともに、地域生活に必要な各サービスの充実に努めます。



## 【主要事業】

---

### ○地域生活移行支援への取り組み

障がいのある人の地域での暮らしを支えるために、身近なところで気軽に相談できる場所  
はもとより、居宅介護（ホームヘルプサービス）の利用支援や、就労や居住の支援、余暇活  
動や日中の活動の充実など、トータルな支援をコーディネートする人材の確保、育成に努め  
ます。

### ○地域生活支援拠点等\*の整備

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、近隣市町と連携し、地域生活支援拠点  
および地域の複数の事業所が機能を分担して面的な支援を行う体制等の充実を図ります。

### ○グループホーム\*の整備

家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な障がいのある人や日常生活上の援  
助を必要とする障がいのある人に対して、地域での自立生活を支援するため、グループホー  
ムの整備を促進するとともに、利用を促進するための支援策を検討します。

### ○意識変革の推進

障がいのある人が地域生活に移行した際、安心して地域生活が送れるよう、広報・啓発活  
動を通じて、市民の意識の変革に努めます。

## 3 社会参加・活動への支援

### (1) 就労の促進

#### 【施策の方針】

---

- ・障がいのある人の就労を支援するため、平成 14 年度から設置されている幸手市障害者就  
労支援センターをはじめ、埼玉北地区地域自立支援協議会\*の就労支援部会、埼玉北障害者  
就業・生活支援センター、ハローワーク春日部、幸手市ふるさとハローワーク等と連携し  
ながら、就職が可能な職域、職種の開拓を進めるとともに、障がいのある人が可能な限り  
一般就労できるよう、障がいの特性に応じたきめ細かな就労支援を推進します。
- ・特別支援学校卒業生や脳卒中後遺症者、退院してもすぐに雇用に結びつかない精神障がい  
のある人など民間企業での雇用が困難な人の増加も予想されることから、福祉的就労等活  
動の場の充実を図ります。

#### 【主要事業】

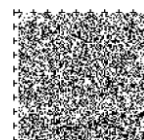
---

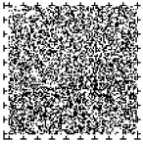
### ○障がい者雇用の促進、普及啓発

障がい者の就労支援の中核をなす幸手市障害者就労支援センターをはじめ関係機関との連  
携のもと、事業主に対する普及啓発活動を通して、障がい者雇用の促進します。

### ○就労支援の充実

幸手市障害者就労支援センターを中心に、職場開拓や職場への定着支援を行い、  
障がいのある人への就労支援の充実を図ります。





### ○福祉的就労の推進

雇用に結びつきにくい障がいのある人を支援するため、事業者の協力のもと職親制度の活用を推進するとともに、就労継続支援事業所等の利用の促進を図ります。

### ○職業能力開発の促進

幸手市障害者就労支援センター、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター、埼玉障害者職業センターや埼玉県立職業能力開発センターの活用により、障がいのある人の職業能力の開発、向上を促進します。

### ○福祉と労働の連携

相談から就労までの一貫した取り組みをハローワーク春日部や幸手市ふるさとハローワーク等との連携のなかで確立します。

### ○優先調達推進の推進

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等に対し、市の業務に関する物品等の発注の推進を図ります。

## (2) コミュニケーション支援の充実

### 【施策の方針】

---

- ・視覚障がいや聴覚障がいのある人、情報を理解しづらい人に対する情報伝達手段の充実を図り、情報のバリアフリー化を推進します。

### 【主要事業】

---

#### ○情報伝達手段の充実

ボランティア団体による視覚障がいのある人に対する広報紙等のCD化や点訳による貸出、聴覚障がいのある人に対する手話や筆談などの情報伝達手段を充実し、情報格差の解消に努めます。

聴覚または音声・言語に障がいのある人に対する手話通訳者派遣制度や要約筆記者派遣制度などにより、コミュニケーション手段の確保・充実を図ります。

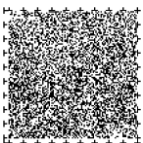
市主催の行事や研修会には、だれもが参加しやすいよう手話通訳者・要約筆記者の設置や点字資料の配布等に、企画の段階から取り組みます。

#### ○情報バリアフリー化の推進

IT（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、障がいのある人のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。また、パソコンを利用する上で音声による情報の取得や発信ができるソフトおよびSPコード等の情報伝達手段の導入を推進します。

市のホームページについては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれもがわかりやすい情報提供を検討します。

情報提供のさまざまな場面で、見る方によって情報がわかりにくくならないよう、文字情報だけでなく、図や絵等を用いながら、だれもがわかりやすい情報提供に努めます。





### (3) スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

#### 【施策の方針】

---

- ・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動への積極的な参加を促進します。

#### 【主要事業】

---

##### ○スポーツ・レクリエーションの振興

障がいのある人も親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション種目の研究、事業内容や開催方法を検討します。

##### ○生涯学習の推進

生涯学習に関する情報提供について、情報媒体の多様化や方法の改善を図り、だれでも容易に情報が入手できるよう努めます。

また、学習補助者やボランティアの養成など、障がいのある人も気軽に参加するための学習支援体制の整備を推進します。

## 4 安心できる保健、医療の充実

### (1) 療育体制の整備

#### 【施策の方針】

---

- ・妊婦健康診査および各乳幼児健康診査の推進、訪問指導等の保健施策と連携し、発達、発育の状況に応じた適切な療育を受けられるよう、子どもと保護者に対する支援体制の充実を図ります。

#### 【主要事業】

---

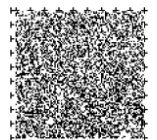
##### ○相談支援体制の充実

妊娠期から切れ目なく相談を受けられる体制づくりを進めます。また、子どもの特性に合った関わり方について、個別相談や集団遊びの中で助言・指導を受けられるよう、相談事業を行います。

発達、発育の状況に不安のある子どもに対しては、適切な療育、治療が受けられるよう、幸手保健所、埼玉県越谷児童相談所等の相談機関や医療機関との連携により相談支援体制を構築します。

##### ○早期発見・早期支援の充実

各乳幼児健康診査等でスクリーニングを行い、早い段階から支援できる体制を充実します。また、発達、発育に不安のある子どもと養育をしている保護者への支援により、健やかな親子関係を育むための療育支援を進めます。



### ○療育支援の充実

療育が必要な子どもに対して、障害児通所支援などの必要なサービスの利用支援を行います。

## (2) 発達障がい\*・高次脳機能障がい\*のある人への支援

### 【施策の方針】

---

- ・発達障がいのある人の心理機能の発達や、高次脳機能障がいのある人のリハビリテーションを促進し、円滑に社会生活を送ることができるよう、障がいを早期に発見・支援する体制づくりを図ります。
- ・発達障がいや高次脳機能障がいのある人の自立および社会活動を促進するため、福祉や保健、医療、介護、教育、労働等の関係機関と連携し、生活状況に沿った支援を推進します。

### 【主要事業】

---

#### ○発達障がいや高次脳機能障がいの正しい理解

発達障がいや高次脳機能障がいのある人が地域において円滑な社会生活を送ることができるよう、発達障がいや高次脳機能障がいのが正しく理解されるための啓発活動を推進します。

#### ○相談支援体制の充実

発達障がいや高次脳機能障がいのある人とその家族が抱えている悩みや不安に対して、身近なところで相談、助言・指導、情報提供が行えるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、円滑な社会生活を促進するために、福祉や保健、医療、介護、教育、労働等の関係機関との連携を図り、早期に支援を行える体制づくりを進めます。

## (3) 保健・医療体制の充実

### 【施策の方針】

---

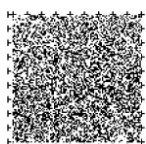
- ・各種健（検）診や健康相談等を実施し、障がいの原因となる疾病等の予防および早期発見への対応を図ります。
- ・障がいのある人が安心して生活していけるよう、本人および家族に対して障がいや疾病の状況に合わせたサービスを提供するとともに、相談体制の充実を図ります。
- ・障がいのある人が地域において安心して医療サービスを受けられる体制づくりと適切な診療の場の確保を図ります。
- ・医療、保健、福祉等の関係機関の連携により、医療体制の整備、充実を図ります。

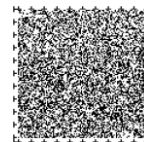
### 【主要事業】

---

#### ○母子保健の充実

妊婦に対し医療機関での妊婦健康診査を勧奨し、疾病の早期発見等を図るとともに、訪問・相談など安全な妊娠・出産を確保するための体制の充実を図ります。乳幼児に対





しては、各乳幼児健診の充実と併せて、各種相談や訪問事業等で、発達段階に応じたサービスを提供します。また、専門医療機関や療育機関と連携を図り、早期療育につながる支援を行います。

#### ○乳幼児健康診査の充実

乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査を充実し、子どもの発育・発達状況の確認、疾病の早期発見に努めます。さらに、う蝕予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の維持・増進を図ります。

#### ○健康づくり・食育の推進

健康日本21幸手計画・幸手市食育推進計画に基づき、市民自らが主体的に健康寿命の延伸をめざした取り組みや、食育を通じて豊かな健康づくりを進めていくことができるように支援します。

#### ○疾病の早期発見と予防

生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進するため、各種健（検）診や健康教室、健康相談等の保健事業の充実を図ります。

#### ○関係機関の連携

障がいの進行や重複化に起因する二次障がい等を予防するために、保健、医療、福祉の各分野が連携し、早期対応への体制の整備に努めます。

#### ○リハビリテーションの充実

障がいのある人のニーズに応じたリハビリテーションを支援できるよう、相談体制を充実します。また、専門的で高度なリハビリテーションについては、埼玉県総合リハビリテーションセンター等との連携により、情報提供や助言、支援を行います。

#### ○自立支援医療\*費の給付

自立支援医療費は、従来の更生医療、育成医療、精神通院医療を統合したもので、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な人工透析療法や心臓ペースメーカー植込術等の医療を、指定自立支援医療機関から受けた場合に自立支援医療費を支給します。

#### ○在宅ケアの充実

医療機関、訪問看護ステーション、訪問介護事業者などの関係機関が連携し、重度障がいのある人や難病\*患者などに対する在宅ケアの充実を図ります。

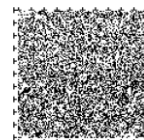
#### ○難病患者の支援

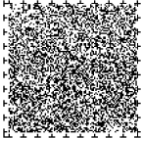
難病患者に対し、障がいや介助に対する専門的知識・技術を有するホームヘルパーによる質の高いサービスが提供できるよう支援します。

## (4) 精神保健施策の充実

### 【施策の方針】

- ・精神障がいのある人の社会復帰を図るため、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携・協力しながら各施策を進めます。





## 【主要事業】

---

### ○精神保健福祉に関する普及啓発活動の推進

こころの健康に関する正しい知識の普及・啓発活動を行い、市民への正しい理解を広めます。また、発達障がい\*および高次脳機能障がい\*の方を含め、精神障害者保健福祉手帳\*の周知と取得を促進します。

### ○精神保健に関する相談や訪問事業の推進

幸手保健所や医療機関との連携を図り、本人や家族に対し精神保健福祉に関する相談や訪問を行うことで、適切な医療やサービスにつなぎ、安心して生活できるように支援します。

### ○精神障がいのある人の自立の促進

精神障がいのある人やその家族に保健福祉に関する情報や交流の機会を提供して、障がいに対する理解や適切な対応ができるよう支援し、精神障がいのある人の自立を促進します。

また、精神障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、必要なサービスの提供を推進します。

### ○保健・医療体制の充実への働きかけ

精神疾患の早期発見や救急医療体制、訪問看護制度の充実に向けて関係機関へ働きかけます。

## 5 障がいのある子どもとその家庭への支援

### (1) 障がいのある子どもの保育の充実

#### 【施策の方針】

---

- ・障がいのある子どもや発達が気になる子どもへの保育の充実を図り、その家族を支え、障がいのある子どもたちへの支援を推進します。また、関係機関や医療機関と連携し多様な保育の場の確保を図ります。

#### 【主要事業】

---

### ○統合保育の推進

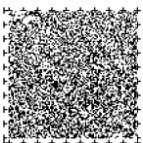
障がいのある子どもなどが保育所や幼稚園等で障がいのない子どもと交流し、学び、遊ぶことにより、お互いに理解を深め育つことができるよう統合保育の推進を図ります。また、保育士等への研修を通じて、人材の育成を図ります。

### ○居宅支援サービスの充実

障がいのある子どもなどを抱える家庭における保育を総合的に支援するため、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）等の質・量の確保と充実を図ります。

### ○連携の強化

保育が必要な障がいのある子どもなどへ適切な支援を行うため、庁内の横断的な取り組みを進めるとともに、保育所（園）や幼稚園、児童発達支援サービス事業所や近隣市町に設置されている児童発達支援センターをスムーズに利用できるよう、連携の強化を図ります。



## (2) 障がいのある子どもの教育の充実

### 【施策の方針】

---

- ・社会参加と自立を促進するため、一人ひとりの障がい特性に応じた教育を推進します。
- ・学校施設の整備や、教職員の育成、研修機会の充実など教職員の指導力の向上に努めます。
- ・教育と福祉、保健など関係機関の連携のもとで特別支援教育を実施するなど、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの教育の充実を図ります。

### 【主要事業】

---

#### ○障がいのある子どもや発達が気になる子どもの教育の充実

障がいのある子どもなどの教育を学校教育全体の中で考え、一人ひとりの障がいの特性、状況に応じた教育を進めるとともに、社会活動への力を養い、自立を可能にするための教育を推進します。

#### ○就学相談・教育相談の充実

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに適切に応じることのできる場を整え、就学相談および教育相談を行います。

#### ○就学支援（相談）の充実

医師、学識経験者、関係機関職員等から構成される就学支援委員会により、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに適切に応じるための就学支援（相談）を行います。

#### ○特別支援教育の実施

教育と福祉、保健など関係機関の連携のもと、LD\*・ADHD\*・高機能自閉症\*等を含めた障がいのある子どもなどへの教育的対応を行う特別支援教育を推進します。

また、関係機関が連携を確保し、学校と家庭での連続的な支援や、卒業から就労等への移行時の一貫した支援を進めます。

#### ○インクルーシブ教育\*の推進

小・中学校における普通学級と特別支援学級の交流学級の実施や、「支援籍学習」

（埼玉県事業）の実施を通じて、障がいのある児童・生徒と、障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。

また、障がいのある人への正しい認識を育むとともに、相手を思いやり、助け合う精神を養うため、体験学習等の福祉教育の充実を図ります。

#### ○学校施設の整備

さまざまな状況に応じた教育環境づくりや、教育以外にも生涯学習の場や災害時の避難施設としての役割も踏まえ、校舎内トイレの便器洋式化や手すりの設置、屋外トイレ等の整備を図ります。



### (3) 健全育成の推進

#### 【施策の方針】

---

- ・障がいのある子どもやその家族が、地域の中で伸びやかに生活が送れるよう、学校との連携により放課後や休日などにおける健全育成施策の充実を図ります。

#### 【主要事業】

---

##### ○放課後児童クラブへの支援

障がいのある子どもの健全育成のため、学校と連携し放課後児童クラブへの支援を図ります。また、埼玉県巡回支援アドバイザー派遣事業を活用し、保育の質の向上を図ります。

##### ○日中一時支援事業の充実

社会に適応するための日常的な訓練および保護者の就労支援や一時的な休息のために、障がいのある子どもに日中の活動の場を提供する日中一時支援事業の充実を図ります。

### (4) 卒業後の進路対策の充実

#### 【施策の方針】

---

- ・卒業から新しい生活への移行期に一貫した支援を行うため、福祉、教育、労働等の連携をより一層強化し、卒業後の進路対策を充実します。

#### 【主要事業】

---

##### ○就労・訓練・活動への支援と仕組みづくり

障がいのある子どもが、状況に応じて適切に就労、訓練、活動を選択できるよう、幸手市障害者就労支援センターにおける就労支援を推進します。

##### ○相談機関相互の連携の強化

幸手市障害者就労支援センターを核に、特別支援学校、春日部公共職業安定所（ハローワーク）や埼玉葛北障害者就業・生活支援センターなどの就労支援担当者との連携を強化していきます。

##### ○就労移行支援の充実

障がいのある人の卒業後の進路希望を早期に把握し、学校、職場、施設等が連携して継続的な支援を図ります。

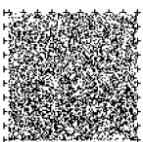
## 6 人にやさしいまちづくりの推進

### (1) 人にやさしいまちづくりの総合的推進

#### 【施策の方針】

---

- ・すべての人々が不自由なく日常生活を過ごすことができ、平等に社会参加ができるよう、市民、企業等と連携してバリアのないまちづくりを総合的に推進します。



- ・だれもが利用しやすいように配慮した施設や設備を整備し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

#### 【主要事業】

---

##### ○公共施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれもが利用しやすい公共施設の整備を検討します。

##### ○道路等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づき、道路等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を検討します。

## (2) 住宅・生活環境の整備

#### 【施策の方針】

---

- ・自立した生活を推進するため、グループホーム\*等の整備や、重度の障がいのある人が安心して生活を送るための居宅改善費助成等を通じた住宅のバリアフリー化を推進します。

#### 【主要事業】

---

##### ○住宅のバリアフリー化の推進

暮らしやすい住宅の整備を図るため、居宅改善費の助成や日常生活用具の給付により、既存住宅のバリアフリー化を推進します。

##### ○グループホーム等の整備

家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な障がいのある人や日常生活上の援助を必要とする障がいのある人に対して、地域での自立生活を支援するため、グループホームの整備を推進するとともに、グループホームの利用を促進するための支援策を検討します。

##### ○自立した生活確保のための相談体制の充実

自立した生活を確保し促進していくために必要な、住まいの場の確保などについて相談体制を確立し支援していきます。

## (3) 道路・交通環境等移動手段の整備

#### 【施策の方針】

---

- ・障がいのある人が活動範囲を広げ、うるおいのある生活を実現できるよう、だれもが利用しやすい道づくりを推進します。
- ・社会参加を促進するための移動手段の充実を図ります。



## 【主要事業】

---

### ○歩行空間ネットワークの整備

歩行者にとって安全で安心して歩ける歩道づくりを推進します。また、安心して利用できる歩行空間を創出するため、車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、バリアフリーの道づくりをめざします。

### ○車いすで乗車できる公共交通の推進

だれもが利用しやすい公共交通にするため、車いす対応車両の運行を推進します。

### ○移動手段の拡充

屋外での移動手段の充実を図り、自立した生活および社会参加を促進します。

## (4) 防犯・防災対策の充実

### 【施策の方針】

---

- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、関係機関が連携し、自主的な防犯活動が積極的に実施される地域社会づくりを推進します。
- ・防災知識の普及、災害時の情報提供、障がいのある人などの災害時避難行動要支援者の把握や災害時の誘導などについて関係機関との連携を進め、要援護者に配慮したきめ細かな施策を実施できるよう、防災対策の充実を図ります。

### 【主要事業】

---

#### ○緊急時通信手段の充実

火災や救急などの緊急時に通報するため、緊急通報装置や消防署の「ファックス119番」、「NET119」、埼玉県の「ファックス110番」や「メール110番」等の周知を図ります。

#### ○防犯対策の充実

だれもが安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりのために、関係機関との連携により防犯のまちづくりを推進するとともに、日頃からの啓発活動やパトロールを実施します。また、自主防犯団体の育成や支援の充実に努めます。

#### ○防災訓練の充実

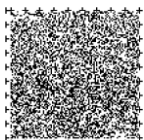
だれもが参加しやすい訓練の実施に努めます。

#### ○災害時避難行動要支援者の支援体制の確立

広報紙やパンフレットなどにより、日頃からの啓発活動に努めます。

また、市地域防災計画に基づき、障がいのある人など、災害時において避難行動に支援を必要とする人が迅速かつ円滑に避難行動等ができるよう支援体制の整備を図るとともに、要支援者それぞれの個別計画の策定を進めます。

さらに、外見からは支援が必要であることが理解されにくい障がいのある方が、災害時に障がいがあることを周囲に伝え、支援を受けやすくなるような取り組みを推進します。





○災害時のネットワークの構築

自主防災組織の整備・育成をするとともに、地域コミュニティにおける防災ネットワークづくりを推進します。

○災害時の日常生活用具備蓄の推進

災害時に安心して避難できるよう、避難所における日常生活用具の備蓄を推進します。

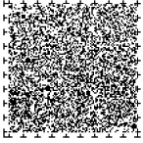
○災害時の福祉避難所の充実

災害時において、高齢者や障がいのある人のほか妊産婦など、一般の避難所において避難生活をすることに對し、何らかの配慮を必要とする方への対応ができる「福祉避難所」を設置し、福祉避難所の特性に合わせた備蓄品の充実に努めます。

○災害時の情報提供の充実

災害時には、さまざまな手段を活用し、障がいや疾病のある人に対する的確に災害情報等を提供できるよう努めます。





## 第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

### 第1章 計画の概要

#### 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

市町村障がい福祉計画および市町村障がい児福祉計画は、障害者総合支援法\*第88条および児童福祉法第33条の20の規定により、国の定めた基本的な方針に基づき、障がい福祉サービスや相談支援、障がい児通所支援、市町村が独自に実施する地域生活支援事業などの事業の実施を確保することを目的として、策定が義務づけられています。

「幸手市障がい福祉計画」および「幸手市障がい児福祉計画」は、それぞれ第7期および第3期（令和6～8年度）にあたる計画で、サービス提供体制の確保等に係る成果目標や、サービスの種類ごとの必要な量の見込み等を定めたものです。

#### 2 計画の基本方針

計画の策定および推進にあたっては、次の7つの基本方針に基づきサービス提供体制の確保と施策・事業の展開を図り、障がい者基本計画の基本理念および基本目標（34～35ページ）の実現をめざします。

##### （1）施設、病院から地域生活への移行の推進

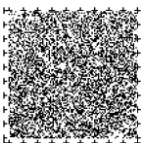
国や埼玉県、事業者等の関係機関と連携して、福祉施設や病院から地域生活への移行を推進します。そのために、「住まいの場」であるグループホーム\*の設置を促進するとともに、「日中活動の場」の整備に努めます。一方、施設入所待機者がいることも踏まえ、入所が必要な障がい者等への支援に支障をきたすことのないよう配慮します。

##### （2）サービス提供体制の充実

障がい者や障がい児等のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、訪問系サービスも含め、サービス提供体制の整備に努めます。また、医療的ケア児など専門的な支援を要する子どもに対しても、近隣市町と連携して包括的な支援体制の整備を進めます。

##### （3）就労支援の強化

障がい者が、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりを進めます。このため、就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を推進します。また、地域における福祉と就労および教育関係の機関が協力して雇用の促進を図ります。



#### (4) 相談支援の提供体制の確保

障がい者が地域において自立した生活を営めるよう、近隣市町と協力して障害者生活支援センター、埼玉葛北地区基幹相談支援センター\*を設置し、人材育成や関係機関の連携強化を図り、重層的な相談支援体制の整備・拡充に努めます。

#### (5) 障がい児への支援体制の強化

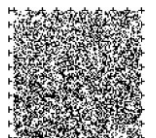
障がい児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできるよう、子どもの成長に合わせたきめ細やかな支援体制の構築をめざし、障がい児支援の提供体制の整備に努めます。

#### (6) 安心・安全な暮らしの確保

障がい者が地域で安心して生活していくために、地震や台風などへの対策を進めるほか、新型コロナウイルス感染症などの感染症への対策を継続します。

#### (7) 広域的な対応

障がい福祉施策・事業の推進に向け、広域的な対応が必要となる課題や取り組みについては、近隣市町や埼玉県などと連携し、効果的な推進を図ります。また、障がい者が利用するサービスは近隣市町にも及ぶため、サービスの利用状況や意向等を踏まえ、円滑なサービス提供ができるよう近隣市町との連携体制の強化に努めます。



## 第2章 成果目標

### 1 計画の成果目標

障がい福祉計画および障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針では、障がい者の地域生活への移行や就労支援、障がい児支援の提供体制の整備、相談支援体制の充実・強化、障がい福祉サービス等の質の向上等について、成果目標を設定することとしています。

本市においても、第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画において設定した成果目標の進捗状況を踏まえ、次のとおり令和8年度を目標年度とする新たな成果目標を定めます。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

##### ①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することが成果目標として示されていましたが、本市では、過去の実績を踏まえ下記のとおり目標値を設定しました。地域生活移行者数は、0人でした。

##### ■前回計画の成果目標と実績

項目	数値等
【目標値】令和5年度末までの地域生活移行者数 (地域移行者数4人÷令和元年度入所者数65人×100≒6.2)	4人(6.2%)
【実績値】令和4年度末までの地域生活移行者数	0人

##### ②本計画の成果目標

###### [国の基本指針]

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

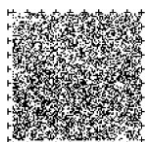
###### [県の考え方]

- 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

###### 【市の考え方と目標】

◇令和4年度末時点の施設入所者数は62人です。令和8年度末までの数値目標については、令和4年度末の施設入所者数から4人(6.5%)が地域生活へ移行することをめざします。

◇また、障害者施設入所者数は、県の考え方を踏まえ、施設入所者の削減数の目標値は設定しません。



◆本計画の成果目標

項目	数値等
令和4年度末時点の入所者数	62人
令和8年度末までの地域生活移行者数	4人(6.2%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催等を成果目標として掲げました。

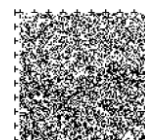
本市では、埼玉北地区地域自立支援協議会\*（地域移行・地域定着支援部会）や、幸手保健所精神障害者地域支援体制構築会議が圏域における協議の場として機能しており、成果目標については達成している状況です。

■前回計画の成果目標と実績

項目		数値等		
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数 ※1	目標値	年5回		
	実績値	12回(令和4年度)		
協議の場への関係者の参加者数 ※1	目標値	各年度延べ100人		
	実績値	250人(令和4年度)		
協議の場における目標設定 ※2	目標値	有		
	実績値	有		
協議の場における評価の実施回数 ※2	目標値	年1回		
	実績値	年1回		
精神障がい者のサービス利用者数の見込み		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援の利用者数(実人数)	目標値	5人	5人	5人
	実績値	1人	2人	2人
地域定着支援の利用者数(実人数)	目標値	3人	4人	4人
	実績値	5人	6人	7人
共同生活援助の利用者数(実人数)	目標値	13人	14人	15人
	実績値	17人	22人	22人
自立生活援助の利用者数(実人数)	目標値	3人	4人	4人
	実績値	0人	0人	0人

※1 埼玉北地区地域自立支援協議会地域移行・地域定着支援部会の開催数および参加数

※2 埼玉北地区地域自立支援協議会での目標設定および評価



## ②本計画の成果目標

### [国の基本指針]

- 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- 令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 か月時点の退院率については 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率については 84.5%以上および入院後 1 年時点の退院率については 91%以上とすることを基本とする。

### [県の考え方]

- 国基本指針のとおり。

### 【市の考え方と目標】

- ◇入院中の精神障がい者の退院に関する目標値は、埼玉県が設定するものであるため、県との連携の中で目標達成に向けた取組を推進します。
- ◇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、下記のとおり目標を定めます。

## ◆本計画の成果目標

項目	数値等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	12 回	12 回	12 回
協議の場への関係者の参加者数	250 人	250 人	250 人
協議の場における目標設定	有	有	有
協議の場における評価の実施回数	2 回	2 回	2 回
地域移行支援の利用者数（実人数）	3 人	3 人	4 人
地域定着支援の利用者数（実人数）	7 人	7 人	8 人
共同生活援助の利用者数（実人数）	25 人	25 人	25 人
自立生活援助の利用者数（実人数）	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	1 人	1 人	1 人

## (3) 地域生活支援の充実

### ①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、令和 5 年度末までに圏域で地域生活支援拠点等\*を充実することを成果目標として掲げ、埼葛北地区地域自立支援協議会\*の構成市町と連携し、圏域で地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討を実施することとしました。



## ■前回計画の成果目標と実績

項目	数値等	
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
地域生活支援拠点等*の確保・充実	充実	充実
運用状況の検証および検討の実施回数	年1回	年2回
市町村又は圏域における強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	整備 ※	未整備

※埼玉北地区地域自立支援協議会\*構成市町との協定により整備予定

## ②本計画の成果目標

### 【国の基本指針】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。
- 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

### 【県の考え方】

- 国基本指針のとおり。

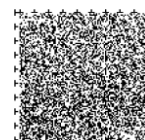
### 【市の考え方と目標】

◇埼玉北地区地域自立支援協議会の構成市町と共同で実施する地域生活支援拠点等整備事業の着実な運用を図るとともに、機能充実に向けた運用状況の検証・検討を年1回以上実施していきます。

## ◆本計画の成果目標

項目	数値等
地域生活支援拠点等における支援体制および緊急時の連絡体制の構築	有
運用状況の検証・検討実施回数	年2回
強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備	有※

※埼玉北地区地域自立支援協議会構成市町との協定により整備



項目	数値等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等*の設置数	1箇所	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人	1人	2人
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### ①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行に関する以下の3つの成果目標を掲げました。令和元年度の実績をみると、「ア. 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数」を除き、概ね目標は達成している状況です。

##### ■前回計画の成果目標と実績

###### ア. 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

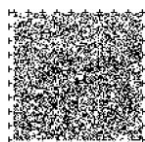
項目	数値等	
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
令和5年度の一般就労移行者数	8人 (1.60倍)	6人
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	4人 (1.33倍)	5人
就労継続支援（A型）を通じた一般就労移行者数	3人 (1.50倍)	1人
就労継続支援（B型）を通じた一般就労移行者数	1人 (—)	0人

###### イ. 就労定着支援事業の利用率

項目	数値等	
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合	7割程度	4割

###### ウ. 就労定着支援事業開始後の職場定着率

項目	数値等	
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
令和5年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	10割





## ②本計画の成果目標

### [国の基本指針]

- 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業およびB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。
- 就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

### [県の考え方]

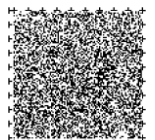
- 国基本指針のとおり。

### 【市の考え方と目標】

◇令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が、6人以上となることをめざします。

## ◆本計画の成果目標

項目	数値等	
一般就労移行者数	6人	1.5倍
(就労移行支援事業)一般就労移行者数	6人	1.5倍
(就労継続支援A型)一般就労移行者数	2人	皆増
(就労継続支援B型)一般就労移行者数	2人	皆増
(就労定着支援事業等)就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	3事業所	6割
就労定着支援事業所数	2事業所	4割
就労定着支援事業の利用者数	10人	1.43倍



## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、次の成果目標を掲げました。令和4年度時点では、概ね達成していますが、重症心身障がい児に係る目標で未達成となっています。

#### ■前回計画の成果目標と実績

項目	数値等	
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値
児童発達支援センターの設置数	2か所	2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備 ※市外の事業所において実施	有	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所	0か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置数	1か所	1か所
医療的ケア児コーディネーターの配置数	4人	4人

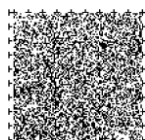
### ②本計画の成果目標

#### [国の基本指針]

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。  
また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、県および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

#### [県の考え方]

- 国基本指針のとおり。



### 【市の考え方と目標】

◇ 埼葛北地区地域自立支援協議会\*構成市町と連携し、支援体制を強化した児童発達支援センターのさらなる設置など、障がい児支援の体制整備に努めます。

### ◆ 本計画の成果目標

項目	数値等
児童発達支援センターの設置	2 か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 か所以上
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1 か所以上
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場	有
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有

## （6）相談支援体制の充実・強化等

### ① 成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、次の4つの成果目標を掲げました。令和4年度時点ではいずれの指標でも達成しています。

### ■ 前回計画の成果目標と実績

項目	数値等	
	目標	実績
総合的・専門的な相談支援	体制の構築	有
相談支援事業所への訪問による専門的な指導・助言件数	28 件／年	46 件／年
相談支援事業所の人材育成への支援件数	14 件／年	36 件／年
相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回／年	46 回／年

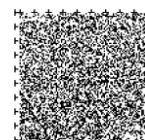
### ② 本計画の成果目標

#### 【国の基本指針】

- ・ 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター\*を設置（複数市町村による共同設置可）する。

#### 【県の考え方】

- ・ 国基本指針のとおり。



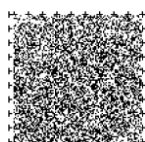
【市の考え方と目標】

埼玉北地区地域自立支援協議会\*構成市町共同で、基幹相談支援センター\*や障害者生活支援センター、地域生活支援拠点を設置し、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を図る体制を継続します。

◆本計画の成果目標

項目	数値等
基幹相談支援センターの設置	設置
協議会における個別事例検討の実施体制の確保	有

項目	数値等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数	40件	40件	40件
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	30件	30件	30件
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数	14回	14回	14回
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	40回	40回	40回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	3人	3人	3人
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	12回	12回	12回
	35事業所	35事業所	35事業所
専門部会の設置数、実施回数	6部会	6部会	6部会
	41回	41回	41回



## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ①成果目標の進捗状況

前回計画では、国の基本指針に基づき、次の3つの成果目標を掲げました。令和4年度時点では計画どおり進捗しています。

#### ■前回計画の成果目標と実績

項目	数値等	
	目標	実績
障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用（人／年）	10人／年	10人／年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制検討	有
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	継続実施	継続実施

### ②本計画の成果目標

#### 【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、都道府県および区市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

#### 【県の考え方】

- 国基本指針のとおり。

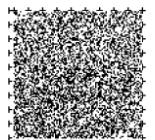
#### 【市の考え方と目標】

障がい福祉サービスの質の向上のための取組を推進します。

#### ◆本計画の成果目標

項目	数値等
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有

項目	数値等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	14人	18人	22人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制（有無）	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	12回	12回	12回



## 第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保策

### 1 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護

主たる利用対象者	サービス内容
障害支援区分*1以上に該当する人 これに相当する支援が必要な児	居宅において、入浴や食事などの介護、調理や掃除などの家事、生活に関する相談、その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### (2) 重度訪問介護

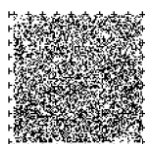
主たる利用対象者	サービス内容
障害支援区分4以上（入院・入所中は区分6であって入院・入所前から利用していること）に該当する人のうち、以下のいずれかに該当する人 ①二肢以上にまひなどがあるかつ、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外 ②行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者・精神障がい者であって、常時介護を要する人に、居宅において、入浴や食事などの介護、調理や掃除などの家事、生活に関する相談、その他の生活全般にわたる援助および外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院・入所している障がい者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行います。

#### (3) 同行援護

主たる利用対象者	サービス内容
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、以下のいずれにも該当する人 同行援護アセスメント調査項目中 ①「視力障がい」、「視野障がい」および「夜盲」のいずれかの点数が1点以上 ②「移動障がい」の点数が1点以上	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に、外出の際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の外出する際に必要な援助を行います。

#### (4) 行動援護

主たる利用対象者	サービス内容
知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があって、常時介護を要する人のうち	障がいのある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要



以下のいずれにも該当する人 ①障害支援区分*3以上 ②行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上 これに相当する支援が必要な児	な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
---	---

### (5) 重度障害者等包括支援

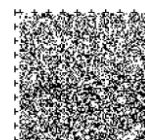
主たる利用対象者	サービス内容
<p>障害支援区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人およびこれに相当する支援が必要な児</p> <p>①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてにまひがあり、寝たきりの状態にある障がい者(ALSなど気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者、または、最重度知的障がい者)</p> <p>②行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上</p>	<p>常時介護を要する障がい者など、意思疎通を図ることに著しい支障のある人のうち、四肢のまひおよび寝たきり状態にある人や、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、生活介護などの支援を包括的に提供します。</p>

#### 【第6期計画の実績】 ※令和5年度は8月までの実績値

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	時間/月	1,420	1,316	1,629
	人/月	75	82	94

#### 【計画の見込量】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	659	733	807
	人/月	47	51	55
重度訪問介護	時間/月	120	148	176
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	81	97	114
	人/月	9	10	11
行動援護	時間/月	949	1,010	1,071
	人/月	46	49	53





重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	1
	人/月	0	0	1

### 【確保策】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、今後も必要なサービス量の確保に努めます。

重度障害者等包括支援については、ケアマネジメント\*、24 時間対応などのサービスを提供できる事業者の確保を図ります。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

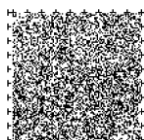
主たる利用対象者	サービス内容
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者 ①障害支援区分*3(施設へ入所する場合は区分 4) 以上 ②年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分 2(施設へ入所する場合は区分 3) 以上	主として昼間、障害者支援施設等において、食事や入浴、排せつなどの介護、生活に関する相談、その他の日常生活上の支援、生産活動や創作的活動の機会の提供など、身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

### (2) 自立訓練（機能訓練）

主たる利用対象者	サービス内容
地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者	理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。

### (3) 自立訓練（生活訓練）

主たる利用対象者	サービス内容
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者	入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。





#### (4) 宿泊型自立訓練

主たる利用対象者	サービス内容
自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持、向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行います。

#### (5) 就労選択支援

主たる利用対象者	サービス内容
就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者および現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者	関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整を行うとともに、地域における障がい者の就労に係る社会資源、障がい者の雇用に関する事例等に関する情報の提供および助言のほか、その他の必要な支援を行います。

#### (6) 就労移行支援

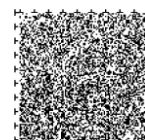
主たる利用対象者	サービス内容
就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所等に雇用されることが可能と見込まれる人	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練、求職活動支援、職場定着のための相談等の支援を行います。

#### (7) 就労継続支援（A型）

主たる利用対象者	サービス内容
通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、雇用契約に基づく継続的な就労が可能な人（利用開始時に 65 歳未満）	雇用契約に基づき、生産活動などの提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などの支援を行います。

#### (8) 就労継続支援（B型）

主たる利用対象者	サービス内容
通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される人	生産活動などの提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などの支援を行います。



### (9) 就労定着支援

主たる利用対象者	サービス内容
生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して通常の事業所に雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した人	障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活、社会生活上の課題に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

### (10) 療養介護

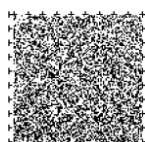
主たる利用対象者	サービス内容
病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者 ①ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分*6の人 ②筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者で、障害支援区分5以上の人	病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。

### (11) 短期入所

主たる利用対象者	サービス内容
<福祉型> 障害支援区分1以上である障がい者 厚生労働大臣が定める区分において、区分1以上の障がい児 <医療型> 遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の疾患を有する人、重症心身障がい児・者	居宅においてその介護を行う人が病気になったときなどに、施設に短期間の入所をし、入浴や排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。

#### 【第6期計画の実績】 ※令和5年度は8月までの実績値

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	2,589	2,524	2,577
	人/月	128	128	131
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	6	21
	人/月	0	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	2	68	62
	人/月	1	6	7
就労移行支援	人日/月	336	335	262
	人/月	20	20	14



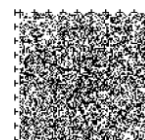
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人日/月	852	835	718
	人/月	46	45	39
就労継続支援（B型）	人日/月	1,288	1,297	1,464
	人/月	76	80	88
就労定着支援	人/月	7	6	7
療養介護	人/月	6	6	6
短期入所	人日/月	77	106	105
	人/月	15	20	22

### 【計画の見込量】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	2,573	2,568	2,564
	人/月	133	134	136
うち重度障がい者の利用者数	人/月	31	35	40
自立訓練（機能訓練）	人日/月	32	42	53
	人/月	2	2	3
自立訓練（生活訓練）	人日/月	92	122	152
	人/月	10	13	16
就労選択支援	人/月		0	1
就労移行支援	人日/月	225	188	151
	人/月	11	8	5
就労継続支援（A型）	人日/月	651	584	517
	人/月	35	31	27
就労継続支援（B型）	人日/月	1,553	1,642	1,731
	人/月	94	100	106
就労定着支援	人/月	7	7	7
療養介護	人/月	6	6	6
短期入所（福祉型）	人日/月	114	128	142
	人/月	24	27	31
うち重度障がい者の利用者数	人/月	2	2	2
短期入所（医療型）	人日/月	5	5	5
	人/月	2	2	2
うち重度障がい者の利用者数	人/月	2	2	2

### 【確保策】

障がい者の日中活動については、生活介護や就労支援等において利用の増加が見込まれることから、今後も必要なサービス量の確保に努めます。



### 3 居住系サービス

#### (1) 自立生活援助

主たる利用対象者	サービス内容
障害者支援施設やグループホーム*を利用していた人、または一人暮らしや同居の家族等が疾病等のために、居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が必要な状況にある人	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活上の様々な課題について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 また、利用者からの相談、要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

#### (2) 共同生活援助

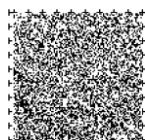
主たる利用対象者	サービス内容
障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

#### (3) 施設入所支援

主たる利用対象者	サービス内容
①生活介護利用者のうち、障害支援区分*4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、入所訓練が効果的または障がい福祉サービスの提供体制等により、通所訓練が困難な人	主に夜間において、入浴、排せつおよび食事などの介護、生活に関する相談および助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

#### 【第6期計画の実績】 ※令和5年度は8月までの実績値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助（人／月）	0	0	0
共同生活援助（人／月）	51	62	71
施設入所支援（人／月）	63	61	61



【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助（人／月）	1	1	1
共同生活援助（人／月）	81	91	101
うち重度障がい者の利用者数（人／月）	5	6	7
施設入所支援（人／月）	60	59	58

【確保策】

施設入所が必要な方への支援とともに、共同生活援助の充実により地域移行が円滑に進むよう、提供事業者の確保に努めます。

## 4 相談支援

### （1）計画相談支援

主たる利用対象者	サービス内容
障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者	障がい福祉サービスの支給決定または支給決定の変更の前に、サービス等利用計画*案の作成や、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

### （2）地域移行支援

主たる利用対象者	サービス内容
障害者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者など、地域生活への移行のための支援が必要と認められる人	住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

### （3）地域定着支援

主たる利用対象者	サービス内容
居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族等による支援を受けられない障がい者	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の必要な支援を行います。



【第6期計画の実績】 ※令和5年度は8月までの実績値

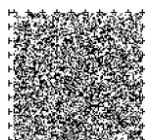
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援（人／月）	69	79	74
地域移行支援（人／月）	2	1	2
地域定着支援（人／月）	6	7	7

【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援（人／月）	77	79	82
地域移行支援（人／月）	2	2	2
地域定着支援（人／月）	8	8	9

【確保策】

適切な障がい福祉サービスの利用や円滑な地域生活移行を支援するために、相談支援事業者等の確保に努めます。



## 第4章 児童福祉サービス等の見込量と確保策

### 1 障がい児通所支援

#### (1) 児童発達支援

主たる利用対象者	サービス内容
療育の観点から集団療育および個別療育の必要があると認められる未就学の障がい児 肢体不自由(上肢、下肢または体幹の機能障がい)があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### (2) 放課後等デイサービス

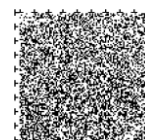
主たる利用対象者	サービス内容
学校(幼稚園および大学を除く)に就学していて、授業終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児	授業の終了後または学校の休業日に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

#### (3) 保育所等訪問支援

主たる利用対象者	サービス内容
保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設へ通所または入所している障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児	保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

#### (4) 居宅訪問型児童発達支援

主たる利用対象者	サービス内容
日常生活を営むために医療を要する状態など重度の障がいにより、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。



【第6期計画の実績】 ※令和5年度は8月までの実績値

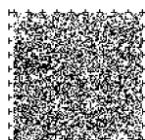
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	501	580	646
	人/月	42	53	60
放課後等デイサービス	人日/月	1,088	1,402	1,690
	人/月	80	107	126
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【計画の見込量】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	719	791	864
	人/月	69	78	87
放課後等デイサービス	人日/月	1,991	2,292	2,593
	人/月	149	172	195
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	1

【確保策】

障がい児サービスのニーズを見極めながら、必要な事業量の確保に努めます。





## 2 障がい児相談支援

### (1) 障害児相談支援

主たる利用対象者	サービス内容
障がい児通所支援を利用するすべての障がい児	障がい児通所支援の支給決定または支給決定の変更の前に、サービス等利用計画*案の作成や、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

【第6期計画の実績】※令和5年度は8月までの実績値

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	26	34	39

【計画の見込量】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	46	52	59

【確保策】

適切な障がい児通所支援の利用を支援するために、相談支援事業者の確保に努めます。

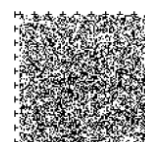
## 3 医療的ケア児に対する支援

### (1) コーディネーターの配置

主たる利用対象者	内容
医療的ケアを必要とする児童	医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。

【第6期計画の実績】※令和5年度は8月までの実績値

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	4	4	4



【計画の見込量】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	4	4	4

【確保策】

埼玉北地区地域自立支援協議会\*構成市町では、3か所の埼玉北障害者生活支援センターと基幹相談支援センター\*にコーディネーターを配置しており、今後も体制を維持します。

## 4 子ども・子育て支援等における障がい児受入れ

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各施設等での受入れを行います。

【第6期計画の実績】（単位：人）

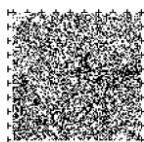
施設名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	提供体制	人数	提供体制	人数	提供体制
幼稚園	9	9	16	16	12	12
保育所	4	4	2	2	6	6
認定こども園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外	0	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	11	11	18	18	12	12

【受入れ見込み人数】（単位：人）

施設名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	提供体制	人数	提供体制	人数	提供体制
幼稚園	12	12	12	12	12	12
保育所	6	6	6	6	6	6
認定こども園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外	0	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	15	15	15	15	15	15

【確保策】

各幼稚園、保育園等と連携し、着実な受入れを図ります。



## 5 発達障がい\*者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援するための事業です。

### 【第6期計画の実績】

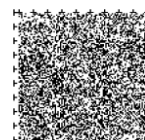
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム*等の支援プログラム等の受講者数（人）	0	0	0
ペアレントメンター*の人数（人）	0	0	0
ピアサポート*の活動への参加人数（人）	0	0	0

### 【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（人）	0	0	1
ペアレントメンターの人数（人）	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数（人）	1	1	1

### 【確保策】

県などが主催する講座等の周知を行います。また、保護者同士の交流や情報交換等の活動に必要な支援を行います。



## 第5章 地域生活支援事業

### 1 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障がい者が日常生活および社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、住民を対象に、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催や啓発活動等を行う事業です。

#### 【第6期計画の実績】（実施の有無）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発	無	無	無

#### 【計画の見込量】（実施の有無）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発	無	無	有

#### 【確保策】

住民の障がい者理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

### 2 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。

#### 【第6期計画の実績】（実施の有無）

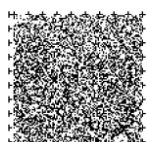
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援	無	無	無

#### 【計画の見込量】（実施の有無）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援	無	無	有

#### 【確保策】

地域の障がい者団体等と連携し、障がい者や家族が行う自発的活動を支援します。



### 3 相談支援事業

障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護\*のために必要な援助を行います。

なお、本市では障害者総合支援法\*に基づき3市2町により設置している埼玉北地区地域自立支援協議会\*にて、地域の問題や課題の検討、相談支援事業者等への専門的な指導、助言等を行っています。相談支援事業についても、埼玉北地区地域自立支援協議会を構成している3市2町で共同実施し、法人に委託し3障がいに対応した相談支援を行っています。

#### (1) 障害者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する問題について、相談に応じ、情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、障がい者の権利擁護のための援助を行います。

##### 【第6期計画の実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業（か所）	3	3	3

##### 【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業（か所）	3	3	3

#### (2) 基幹相談支援センター\*

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

##### 【第6期計画の実績】（実施の有無）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	有	有	有

##### 【計画の見込量】（実施の有無）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	有	有	有



### (3) 基幹相談支援センター\*等機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に行うため、一般的な相談支援事業に加え、必要な能力を有する専門職員を配置し、相談支援事業者に対して専門的な指導、助言を行うことにより、相談支援機能の強化を図ります。

#### 【第6期計画の実績】(実施の有無)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有

#### 【計画の見込量】(実施の有無)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有

### (4) 住宅入居等支援事業

賃貸契約の一般住宅に入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等の支援を行い、また、家主等への相談・助言を通じて、障がい者等の地域生活を支援します。

#### 【第6期計画の実績】(実施の有無)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	無	無	無

#### 【計画の見込量】(実施の有無)

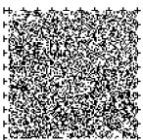
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	無	無	有

#### 【確保策】

埼玉北地区地域自立支援協議会\*を構成する3市2町において連携し、事業実施に取り組みます。また、専門的支援が必要となる相談に対しては、保健所や児童相談所等とも連携をし、適切かつ円滑な支援に努めます。

## 4 成年後見制度\*利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、経済的理由で成年後見制度の利用を妨げられないことがないように、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人報酬などを助成する事業です。



【第6期計画の実績】 ※令和5年度は9月までの実績値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度*利用支援事業（人/年）	2	4	6

【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業（人/年）	6	7	8

【確保策】

社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携しながら、低所得者を対象に必要な助成を行います。

## 5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

【第6期計画の実績】（実施の有無）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

【計画の見込量】（実施の有無）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有

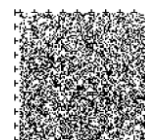
【確保策】

社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携しながら、法人後見実施のための体制整備に努めます。

## 6 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の意思疎通を仲介する事業です。なお、入院中等の場合でも利用が可能です。

また、失語症者向け意思疎通支援事業については、埼玉県の動向を踏まえて、検討します。



【第6期計画の実績】 ※令和5年度は9月までの実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業（件／年）	7	23	9
要約筆記者派遣事業（件／年）	10	19	14
手話通訳者設置事業（人／年）	0	0	0

【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業（件／年）	35	35	35
要約筆記者派遣事業（件／年）	20	20	20
手話通訳者設置事業（人／年）	0	0	1

【確保策】

派遣事業について、現状の体制を維持し継続していきます。手話通訳者設置事業については、事業の実施に向けて情報収集を行います。

また、聴覚障害者協会や社会福祉協議会との連携のもと、社会福祉協議会登録ボランティア団体の協力を得て、意思疎通支援を行います。

## 7 日常生活用具給付等事業

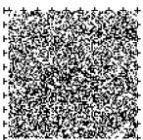
日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に対し、日常生活用具を給付する事業です。

【第6期計画の実績】（単位：件／年） ※令和5年度は9月までの実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	1	2	4
自立生活支援用具	10	9	3
在宅療養等支援用具	1	5	1
情報・意思疎通支援用具	6	7	2
排せつ管理支援用具	1,000	1,030	457
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	0	0	0

【計画の見込量】（単位：件／年）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	10	10	10
在宅療養等支援用具	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	7	7	7





排せつ管理支援用具	1,050	1,100	1,150
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	1	1	1

**【確保策】**

事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて給付品目の見直しを行い、利用者の特性にあった適正な用具の給付に努めます。

## 8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進する事業です。

**【第6期計画の実績】**

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修（人／年）	9	8	10

**【計画の見込量】**

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修（人／年）	10	10	10

**【確保策】**

養成研修を継続的に実施し、手話奉仕員を確保します。

## 9 移動支援事業

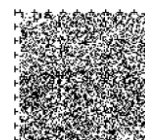
屋外での移動が困難な障がい者等に外出の支援を行うことにより、地域で自立生活や社会参加することを支援する事業です。

**【第6期計画の実績】 ※令和5年度は9月までの実績**

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延べ時間数（時間／月）	426	400	295
	実人数（人）	40	40	31

**【計画の見込量】**

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	延べ時間数（時間／月）	350	350	350
	実人数（人）	40	40	40



**【確保策】**

今後も障がい者のニーズに応じた適切なサービス提供が行われるよう、登録事業者に対して必要な指導を行うとともに、新たなサービス提供事業者の確保に努めます。

## 10 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センター機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

**【第6期計画の実績】 ※令和5年度は9月までの実績**

(自市分)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター設置数(か所)	1	1	1
地域活動支援センター利用者数(人/月)	6	6	6

(他市分)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター設置数(か所)	3	3	3
地域活動支援センター利用者数(人/月)	22	23	25

**【計画の見込量】**

(自市分)

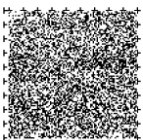
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター設置数(か所)	1	1	1
地域活動支援センター利用者数(人/月)	6	6	7

(他市分)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター設置数(か所)	3	3	3
地域活動支援センター利用者数(人/月)	25	25	25

**【確保策】**

地域活動支援センターは、令和5年度現在、市内に1か所設置されているほか、埼玉北地区地域自立支援協議会\*構成市町共同で1か所設置しています。また、協定を締結す



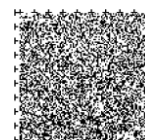
ることで、市外の地域活動支援センターを利用することができます。

今後も、必要に応じて、既存の事業所の拡充、他市町との協定等によりサービスの確保を図ります。

## 11 その他事業

その他事業として、地域生活を支えるための以下の事業を実施します。

名称	内容
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な方のお宅を訪問し、入浴をお手伝いするサービスです。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。
知的障害者職親委託事業	知的障がい者を一定期間預かり生活指導・技術習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める事業です。
自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許を取得しようとする身体障がい者に、取得に要する費用の一部を補助する事業です。
自動車改造費助成事業	自ら運転ができるよう自動車の一部を改造しようとする重度の身体障がい者に、改造に要する費用の一部を補助する事業です。
福祉タクシー利用助成事業	在宅の重度心身障がい者（児）が福祉タクシーを利用する場合の料金の一部を補助する事業です。
自動車燃料費購入助成事業	在宅の重度心身障がい者（児）に、日常生活に使用する自動車等の燃料費の一部を助成する事業です。
障害児・者生活サポート事業	障がい者（児）とその家族の生活を支援するため、一時預かり、外出援助、送迎等のサービスの利用料金の一部を助成する事業です。
紙おむつ支給事業	在宅で介護を受け、常時おむつを必要とする状態にある人に紙おむつを支給する事業です。
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳*の対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入を支援します。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する事業です。
つながり安心ネットワーク事業	行方不明となるおそれがある障がい者、認知症等により徘徊のおそれがある高齢者を見守る体制づくりを行う事業です。

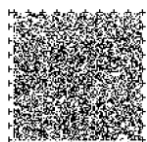


【実績と計画の見込量】※令和5年度は見込

区分	第6期計画の実績			計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業 (実施回数)	160	177	240	240	250	260
日中一時支援事業 (利用者数)	5	4	5	5	5	5
知的障害者職親委託事業 (人)	3	3	3	3	3	3
自動車運転免許取得助成事業 (件)	0	0	1	1	1	1
自動車改造費助成事業 (件)	0	0	1	1	1	1
福祉タクシー利用助成事業 (利用券交付者数)	456	463	470	470	480	490
自動車燃料費購入助成事業 (人)	568	570	570	570	570	570
障害児・者生活サポート事業 (実利用者数)	26	28	30	30	32	34
紙おむつ支給事業 (受給者数)	53	53	53	53	54	55
難聴児補聴器購入費助成事業 (件)	0	8	3	3	3	3
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 (件)	0	2	4	4	4	4
つながり安心ネットワーク事業 (登録事業者数)	152	153	153	153	153	154

【確保策】

障がい者の社会参加等を積極的に支援するため、上記の事業を継続して実施するとともに、障がい者のニーズに応じて新たな事業の実施やサービス内容の見直しも検討していきます。



## 第4部 計画の推進

### 1 計画の推進

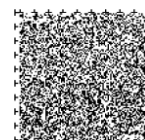
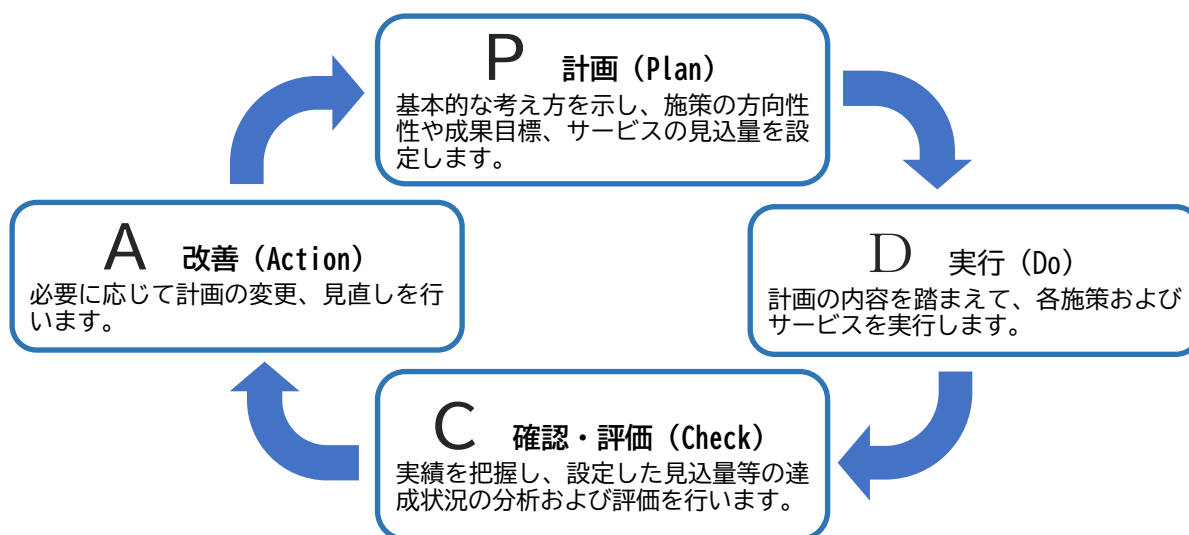
計画の推進にあたっては、市内の保健・医療・福祉・教育・労働・まちづくりなど、関係部署と連携して計画の推進を図ります。

また、本市を含む3市2町により構成される、埼玉北地区地域自立支援協議会\*と連携し、広域に取り組むべき地域のニーズや課題に対して、地域の資源を活用しながら、協働し取り組んでいきます。

### 2 計画の評価と見直し

計画を着実に推進していくため、計画の進捗状況の把握、点検をしていきます。計画最終年度（令和8年度）には、障がい者関係団体との意見交換やニーズ調査の実施などを通じて、施策・事業の有効性についての検証を行い、次期計画の策定に反映していきます。また、社会情勢や法制度改正などに対応するため、必要に応じて計画期間中にも見直しを行います。

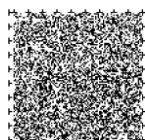
加えて、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める障がい福祉計画および障がい児福祉計画においては、PDCAサイクルを取り入れ、少なくとも年1回は実績を把握し、設定した成果目標や見込量の進捗状況の分析および評価を行い、必要があると認めるときは、その変更や事業の見直し等について検討します。

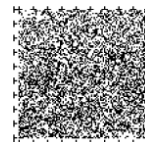


# 資料編

## 1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年 3月16日（木）	第1回 幸手市障がい者基本計画等検討会議 ・計画について ・現行計画の進捗状況について ・次期計画に向けたスケジュールについて
6月22日（木）	第2回 幸手市障がい者基本計画等検討会議 ・計画のアンケートについて ・計画の指針について
6月22日（木） ～ 7月7日（金）	アンケート調査の実施 ・郵送による配付・回収 ・対象 身体障害者手帳*所持者 (1,224人) 療育手帳*所持者 (386人) 精神障害者保健福祉手帳*所持者 (390人) ・回収状況 配布数 2,000件 回収数 998件（回収率 49.9%）
10月5日（木）	第3回 幸手市障がい者基本計画等検討会議 ・アンケート調査結果について ・計画の素案について
10月23日（月） ～ 11月2日（木）	事業者アンケートの実施 ・市内の事業者を対象に実施 ・回収数 7事業所
12月25日（月） ～ 令和6年 1月24日（水）	パブリックコメントの実施 ・市役所、ウェルズ幸手、各公民館、市ホームページにて素案を公開 ・意見数 1人（5件）





## 2 幸手市障がい者基本計画等検討会議設置要綱

平成29年7月14日

告示第116号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の市町村障害児福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に関し、広く市民等からの意見を聴取するため、幸手市障がい者基本計画等検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る意見及び提言に関すること。
- (2) 計画の策定に必要な障がい者等の福祉ニーズの調査及び研究並びに福祉サービスの提供体制の検討に関すること。
- (3) 計画に基づく施策等の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療又は保健関係者
- (2) 障害者団体の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から各期計画開始の前年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

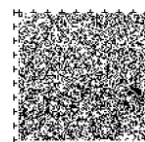
(報償金)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支給することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)



第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

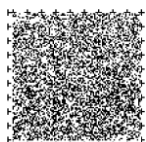
附 則(令和3年12月23日告示第239号)

この告示は、公布の日から施行する。

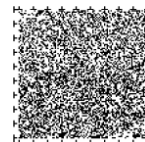
### 3 幸手市障がい者基本計画等検討会議委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	瀬川 裕史	幸手市医師会	会長
2	牧野 栄子	埼玉県幸手保健所	
3	大竹 有美子	社会福祉法人幸手市社会福祉協議会	
4	大澤 まさ江	社会福祉法人平野の里	
5	渡部 聡子	社会福祉法人和幸会 幸手学園	
6	橋元 篤史	(医)慈光会 さくら荘	
7	黒川 翔太	放課後等デイサービス事業所 あそび場・まなび場	
8	及川 健三	幸手市身体障害者相談員	
9	吉田 春枝	幸手市身体障害者相談員	
10	喜多村 紀美子	幸手市知的障害者相談員・サークル青空	
11	高梨 恵理	埼玉県立宮代特別支援学校	
12	森本 明憲	埼玉県立久喜特別支援学校幸手支部	
13	瀬谷 真吾	埼玉北地区基幹相談支援センター* トロンコ	副会長

委嘱期間 令和5年3月16日から令和6年3月31日まで







## 4 用語説明

### ア行

#### インクルーシブ教育

---

共生社会の実現を目指して、障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見ずえてその時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な教育の仕組みのことで。

#### ADHD（注意欠如多動性障がい）

---

Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。家庭と学校など2以上で、不注意、多動性、衝動性の3つの特徴が年齢不相応に著しく認められることです。7歳未満に発生し、6か月以上の長期間にわたることなどを条件に診断されます。

#### LD（学習障がい）

---

Learning Disabilities の略。全般的な知的発達に遅れはないものの、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算・推論する」能力のうち、特定のものの習得と使用に困難が生じる障がいです。

#### 音声コード

---

文字情報を内包した二次元コードの一種です。大量の情報を紙に記録・掲載できるシステムで、専用のソフトで音声再生ができます。バーコードが縦の一方方向に情報をもつのにに対し、二次元コードは縦と横の二方向に情報をもっているため情報密度が高く、日本語の記録も可能となっています。

### カ行

#### 基幹相談支援センター

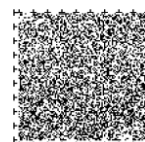
---

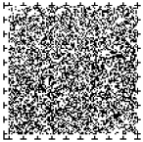
地域の相談支援体制の強化を目的として平成 24 年4月から制度化され、障がいのある方に関わる総合的・専門的な相談支援、成年後見制度\*利用支援事業等を実施します。市区町村またはその委託を受けた者が設置することができ、本市では、埼玉北地区基幹相談支援センターを蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町の3市2町共同で委託設置しています。地域の障がいのある方や支援者の方にとっての中核的な相談窓口であり、地域の相談機関との連携強化のための業務、埼玉北地区地域自立支援協議会\*事務局業務、虐待や権利擁護\*に関する相談支援業務も実施しています。

#### グループホーム（共同生活援助）

---

障がいのある人が数人集まり、同居もしくは近くに居住する世話人の手助けを借りつつ住宅で自立して共同生活する住居のことで。平成 26 年 4 月に共同生活介護（ケアホーム）が統合されました。





## ケアマネジメント

---

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステムのことです。

### 権利擁護

---

障がい者などの社会的弱者が、さまざまな局面で不利益を被ることのないように、本人の権利を保護したり、代弁したりすることです。

### 高機能自閉症

---

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである「自閉症」のうち、知的発達の遅れを伴わないものです。

### 高次脳機能障がい

---

病気や交通事故などさまざまな原因で、脳が部分的に損傷を受けたために生ずる知覚や記憶など認知機能に障がいがおきた状態をいいます。新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すようになるものです。精神障がいの一種です。

### 合理的配慮

---

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことです。

## サ行

### サービス等利用計画

---

指定相談支援事業者（指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者）が、障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者等の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画（トータルプラン）です。

### 障害支援区分

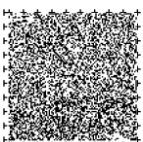
---

障害者総合支援法\*に基づき、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。

### 障害者総合支援法

---

正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。障がい者の地域生活と就労をさらに進め、自立を支援することを目的に、障害者自立支



援法の一部改正として平成 24 年に成立し、平成 25 年 4 月から施行されました。



## 自立支援医療

---

障害者総合支援法\*による医療給付であり、原則 90%の医療費を医療保険と公費で負担し、10%を自己負担するものです。内容は次の 3 種類となります。

- ①身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童の治療に給付される「育成医療」。
- ②身体障がい者が機能障がいを軽減または改善するための医療に給付される「更生医療」。
- ③精神障がい者が精神疾病の治療のために入院によらない場合の費用を負担する「精神通院医療」。

## 身体障害者手帳

---

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事（政令市長、中核市長）が交付するものです。各種の援護施策の基本となっており、税の控除・減免や鉄道運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

## 精神障害者保健福祉手帳

---

精神障がい者の社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付するものです。現行制度においては、所得税等の控除・減免や県有施設等の利用料減免等の優遇施策が講じられています。平成 7 年 7 月の精神保健福祉法の改正により創設された制度です。

## 成年後見制度

---

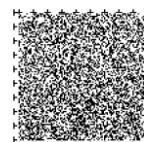
知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度のことです。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消したりできるようにするなど、これらの人を不利益から守るための制度です。

## 夕行

### 地域自立支援協議会

---

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する組織です。本市では、埼葛北地区地域自立支援協議会を蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町の 3 市 2 町共同で設置しています。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられます。



## 地域生活支援拠点等

---

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持った障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことであります。整備の類型として、多機能拠点整備型、面的整備型、両方を組み合わせた複合型があります。本市では、蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町の3市2町共同で地域生活支援拠点を設置し、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型で整備していきます。

## ナ行

### 難病

---

平成26年5月に成立、平成27年1月施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）においては、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されています。例として、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィーが挙げられます。

障害者総合支援法\*においては、対象となる難病が順次拡大され、令和3年11月からは366疾病が対象となっています。

## ハ行

### 発達障がい

---

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD\*）、注意欠如多動性障がい（ADHD\*）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものです。

### ペアレントトレーニング

---

保護者が、専門家の助言を得ながら、子どもの行動を客観的に観察し、発達障がいの特性を理解するとともに、その特性を踏まえた褒め方や叱り方等の実践を通じて、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす方法です。

### ペアレントプログラム

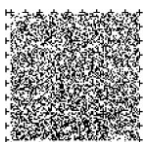
---

保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階において最初のステップとして取り組めるよう開発された全6回のグループプログラムです。

### ペアレントメンター

---

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人のことです。同じような障がいがある子どもの保護者に対して、悩みを共感し、子どもへの関わり方や地域で利用できる支援等について助言することができます。



## ピアサポート

---

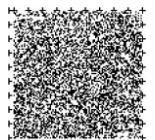
同じような立場にある人同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換等を行い、支え合うことです。

## ラ行

### 療育手帳

---

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づく障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事（政令市長）が交付するものです。



幸手市  
第3次障がい者基本計画  
第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画

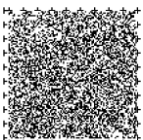
令和6年3月

発行：幸手市

編集：幸手市 健康福祉部 社会福祉課

〒340-0152 幸手市大字天神島 1030-1

Tel 0480(42)8435 Fax 0480(43)5600







幸手市マスコットキャラクター  
「さっちゃん」

